

第 2 期
戸沢村人口ビジョン

第 2 期戸沢村
まち・ひと・しごと
創生総合戦略

令和 3 年 3 月

山 形 県 最 上 郡

戸 沢 村

第1編 第2期人口ビジョン..... 1

第1章 第2期人口ビジョンの基本事項..... 2

1 第2期人口ビジョン策定の趣旨 2

2 対象期間..... 3

第2章 人口の動向 4

1 人口 4

2 自然動態..... 5

3 社会動態..... 8

4 世帯 10

5 地区別人口・世帯..... 11

第3章 人口の将来展望 13

1 将来人口シミュレーション 13

2 第2期人口ビジョンの方向性 15

3 第2期人口ビジョンの将来展望 17

4 長期的な高齢化率の見通し 19

5 地区別人口の将来展望 20

第2編 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 21

第1章 総合戦略の基本事項..... 22

1 総合戦略策定の趣旨 22

2 計画期間..... 22

3 総合戦略の位置付け 23

4 総合戦略の基本的な考え方 23

5 総合戦略の推進体制、進捗管理 24

第2章 第1期総合戦略の検証..... 25

第3章 総合戦略の展開 28

総合戦略の施策体系..... 28

戦略1 定住促進プロジェクト（しごと・くらし） 29

戦略2 出生数増加プロジェクト（ひと・つながり） 34

戦略3 健康長寿プロジェクト（げんき・ささえあい） 38

第3編 参考資料..... 43

第1章 とざわ創生推進本部..... 44

1 とざわ創生推進本部会議規約 44

2 魅力あるとざわ創生推進本部会議委員名簿..... 45

第2章 計画の策定経過 46

第3章 国、山形県の取り組み 47

1 山形県 47

2 国 49

■「障害」「障がい」の表記

原則は「障害」（漢字）の表記。人を表す場合は「障がい」（平仮名）と表記しています。
ただし、法律名、固有名詞等は原文通りに表記しています。
また、「障がい者」には障がい児（18歳未満）を含みます。

第1編

第2期人口ビジョン

第 1 章

第 2 期人口ビジョンの基本事項



1 第 2 期人口ビジョン策定の趣旨

戸沢村（以下、「本村」という）は、平成 28 年 3 月に「戸沢村人口ビジョン」（以下、「第 1 期人口ビジョン」という）を策定し、60 年以上続く人口減少を人口増加へと大転換を図るため、5 年を 1 期とする 5 期 25 年のシナリオを定めました。

第 1 期人口ビジョンで定めた「人口増加に向けた 5 期 25 年シナリオ」

区分	期間※	シナリオ	社会動態 (転入・転出)	自然動態 (出生・死亡)
第 1 期	平成 27～令和 2 年度	人口減少解決準備期	転出超過	自然減
第 2 期	令和 3～7 年度	人口減少解決期	転出超過が縮小	自然減が漸減
第 3 期	令和 8～12 年度	人口増加回復期	転入超過	
第 4 期	令和 13～17 年度	人口微増期	転入超過	
第 5 期	令和 18～22 年度	人口増加期	転入超過	自然減ストップ (出生・死亡同数)

※第 1 期の期間を 1 年延長して 6 年間としたため、第 2 期以降を 1 年ずつ遅らせている

5 期 25 年シナリオの最初のステップである第 1 期「人口減少解決準備期」の状況は次の表の通りです。人口目標は達成しました。人口変動要因である転入・転出は好転の可能性も見えた一方、出生・死亡はますます厳しい状況となっています。

第 1 期人口ビジョン期間の検証結果

項目		第 1 期人口ビジョンの考え方	第 1 期期間の実態	結果	
目標		令和 2 年推計値 4,347 人を 下回らない	令和 2 年 3 月末 4,399 人（住民基本台帳）	目標を上回る見込み	○
人口変動要因	転入	平成 26 年 106 人を出発点に 令和 17 年 140 人まで『漸増』	平成 27 年は 122 人に増加 平成 28～令和元年は 72～87 人	当初は目標に近づく（○） 近年は低迷（×）	△
	転出	平成 26 年 144 人を出発点に 令和 10 年 110 人まで『漸減』	平成27～28年は150～160人台に増加 平成 29～令和元年は 127～141 人	当初は増加（×） 近年は目標に近づく（○）	△
	出生	平成 26 年 30 人を出発点に 令和 22 年 60 人まで『漸増』	平成 27～令和元年 18～29 人	低迷が続く	×
	死亡	平成 26 年 81 人を出発点に 令和 7 年 60 人まで『漸減』	平成 27～令和元年 85～104 人	出発点から逆に増加	×

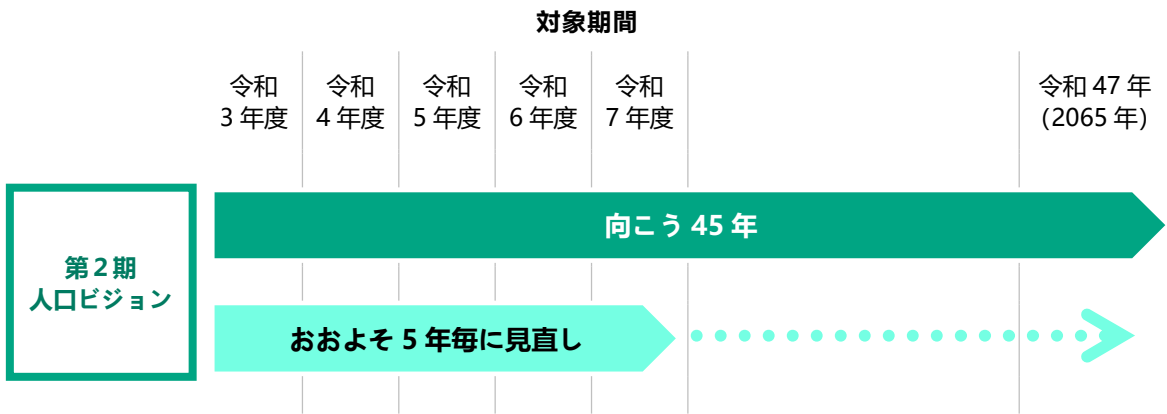
「第 2 期戸沢村人口ビジョン」（以下、「第 2 期人口ビジョン」という）は、第 1 期人口ビジョン期間の人口動向を踏まえた上で、最新の状況に立脚した人口の将来展望を改めて提示し、村民、関係機関、行政が一致団結して人口減少に歯止めをかける対策の重要性と方向性を共有するために策定するものです。

2 対象期間

長期的な視野に立った人口政策を検討するため、令和 47 年（2065 年）までの向こう 45 年の人口展望を提示します。

また、人口政策に社会経済動向等を適切に反映するため、おおよそ 5 年後に「第 2 期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改定に合わせて見直す予定です。

ただし、社会経済動向の大規模な変化、国の考え方、本村における開発動向等、人口に関連する状況に大きな影響を及ぼす要因発生に伴い、期間中に見直す場合もあります。



第 2 章

人口の動向



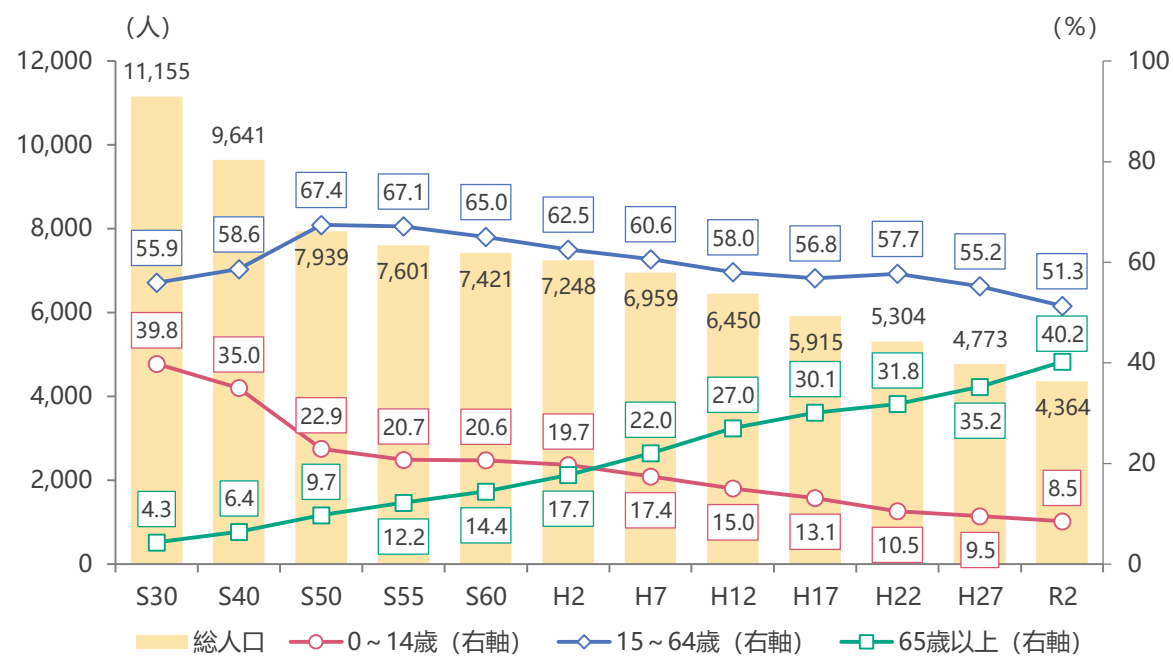
1 人口

① 総人口、年齢別人口割合

本村の人口（外国人を含む）は 3 村が合併した昭和 30 年が 11,155 人でしたが、それ以降は人口が減少し続けており、平成 27 年は合併時の半数以下となる 4,773 人となっています。

人口減少の中、少子高齢化は国より早く進んでいます。社会を中心的に担う生産年齢人口割合（15～64 歳）は昭和 50 年をピークに減少、年少人口割合（0～14 歳）は合併時から既に減少しています。一方、老年人口割合（65 歳以上）は年々増加し、平成 27 年には 65 歳以上が 3 人に 1 人の「超高齢社会」を迎えています。

人口（人）、年齢別人口割合（％） / 平成 27 年まで国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳（9 月 30 日現在）

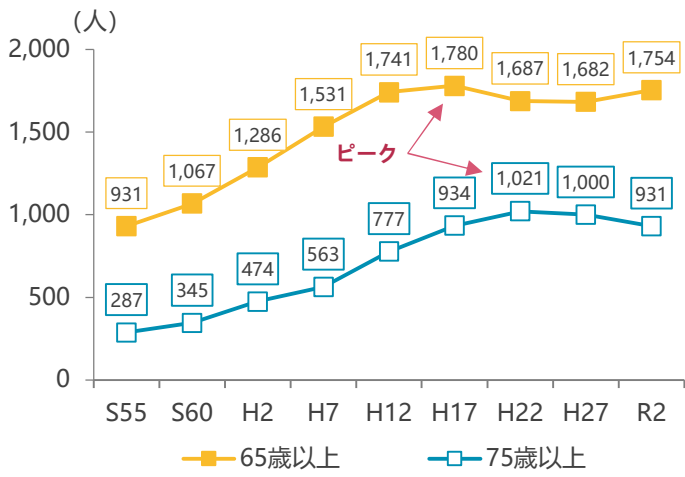


② 高齢者人口

高齢化が進んでおり、65 歳以上人口は平成 17 年から一旦減少した後、令和 2 年は再び増加しています。その中で 75 歳以上人口は平成 22 年をピークに減少傾向となっています。

人口減少段階は「第 1 段階：老年人口の増加（総人口の減少）」「第 2 段階：老年人口の維持・微減」「第 3 段階：老年人口の減少」という 3 つの段階を経て進行します。本村は「第 2 段階」であると考えられます。

65 歳以上人口、75 歳以上人口（人） / 平成 27 年まで国勢調査、令和 2 年は住民基本台帳（9 月 30 日現在）

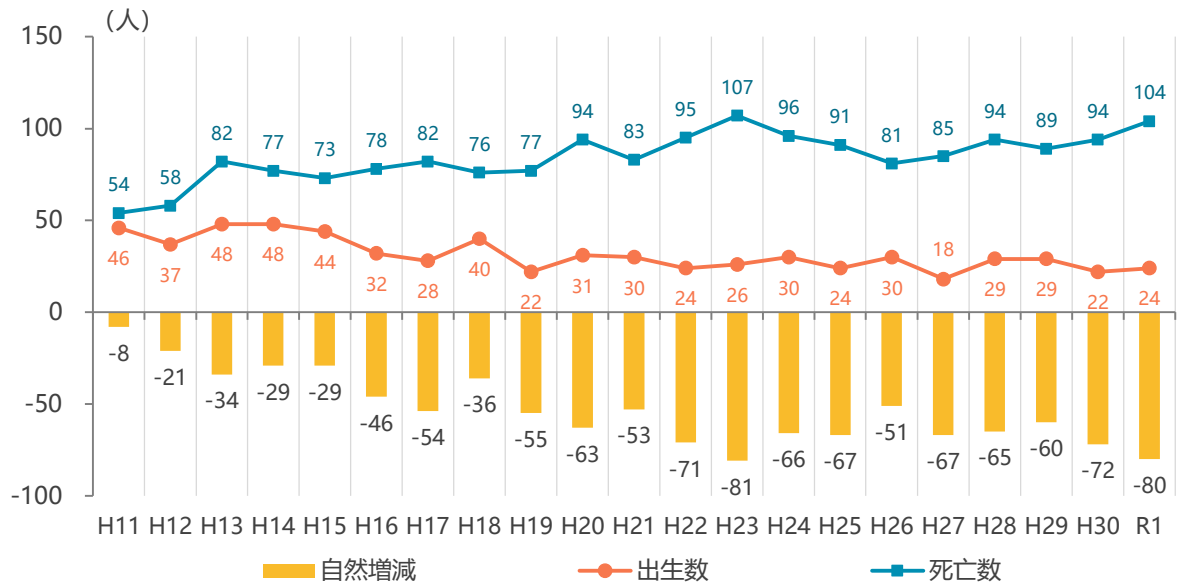


2 自然動態

① 出生・死亡

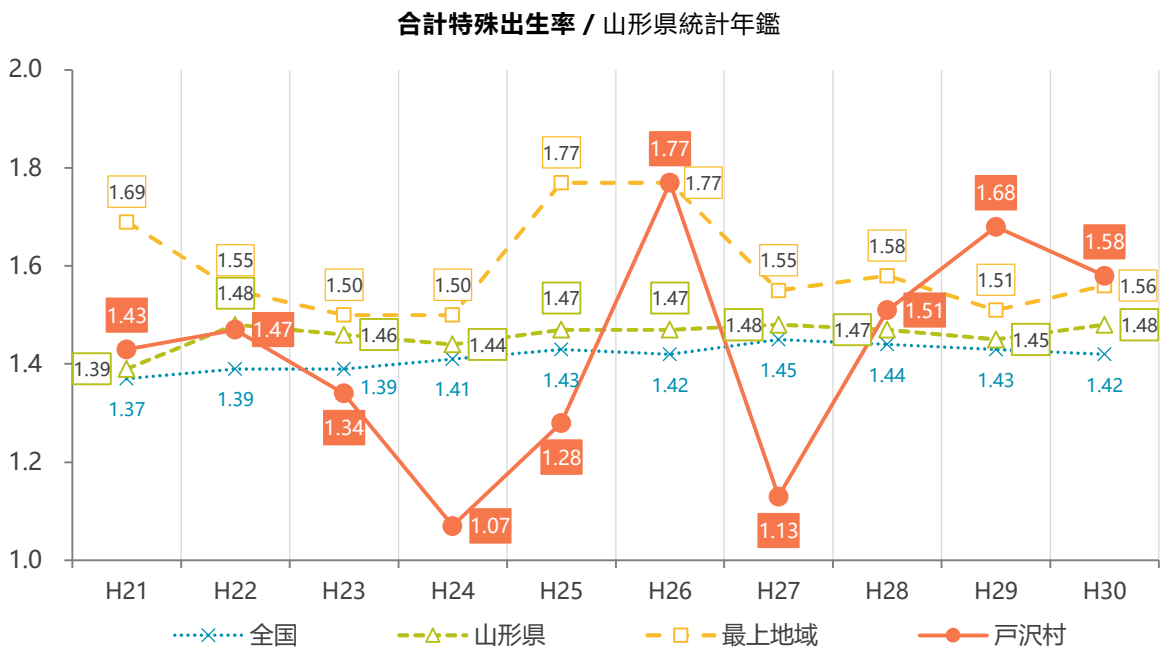
人口変動要因である自然動態（出生・死亡）を見ると、平成 7 年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」となっています。平成 12 年以降の出生数が年間 40 人台から 20 人台に減少する一方、死亡数は 80 人前後から 100 人前後に増加しています。この結果、「自然減」の人数が年間平均で 30 人前後から 80 人前後に増加しています。

自然動態（人） / 人口移動報告



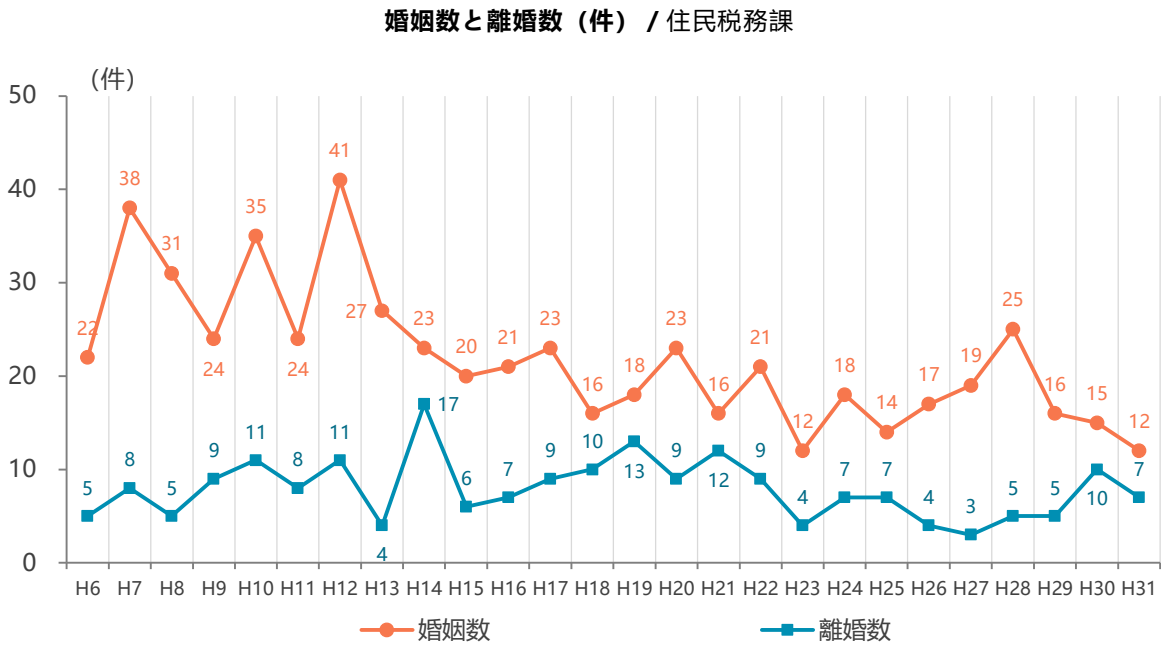
② 合計特殊出生率

出生数減少の直接的な要因は生産年齢人口の減少と合計特殊出生率の伸び悩みです。
本村の平成 21 年からの合計特殊出生率は 1.07～1.77 で推移し、国や県と同様、人口置換水準（人口維持に必要な出生率の水準。日本は 2.07）を下回る状況が続いています。



③ 婚姻・離婚

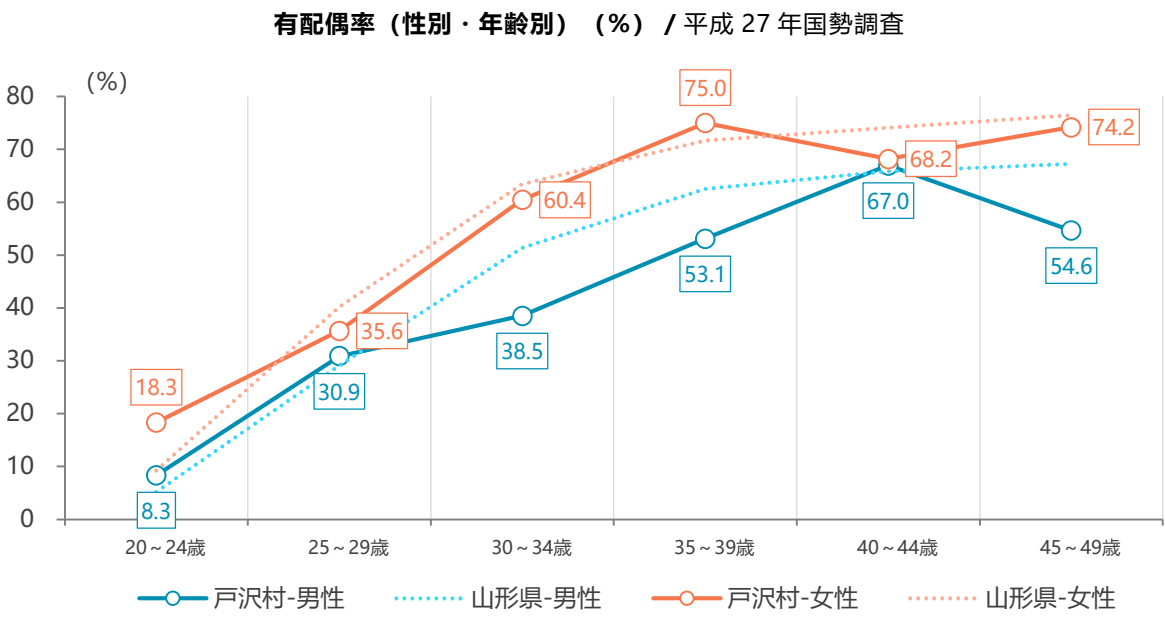
出生数に影響する婚姻数は平成 7～12 年は年間 40 件前後の年もありましたが、平成 14 年以降は年間 20 件前後で推移しています。離婚数は概ね年間 5～10 件程度です。



④ 有配偶率

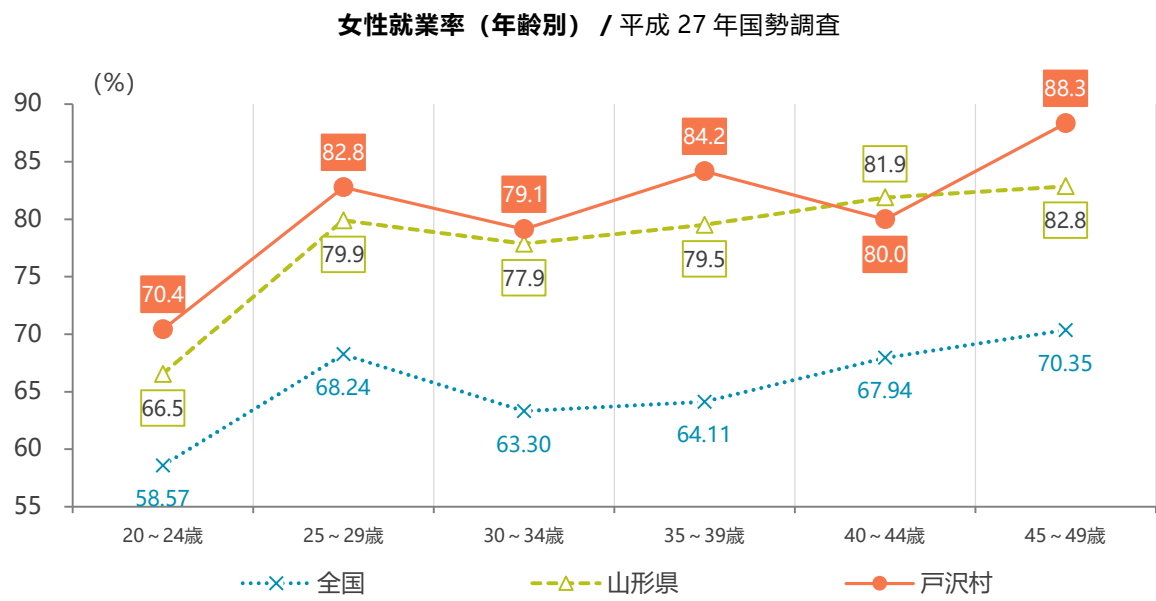
20～49 歳の有配偶率を見ると、本村の女性は県と概ね同じ程度で推移している一方、男性の 30 代と 40 代後半は県に比べて有配偶率が低く（未婚率が高く）なっています。

少子化のスピードを抑えるためには有配偶率を高めることであり、特に男性の出会いや結婚を後押しする取り組みが不可欠といえます。



⑤ 女性就業率

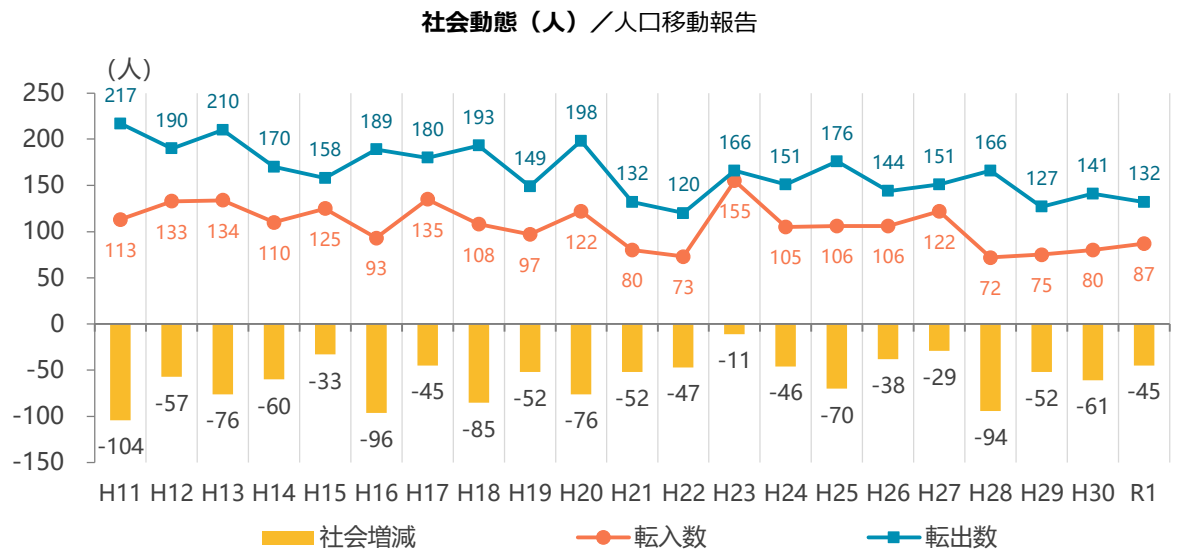
出生数に間接的に影響する本村の女性就業率は各年齢で国や県を概ね上回り、出産等で低下傾向のある 30～34 歳も 79.1%と高い就業率を維持しています。この現状から、本村は出産・育児と就業を両立しやすい（ワーク・ライフ・バランスのとれた）環境といえます。



3 社会動態

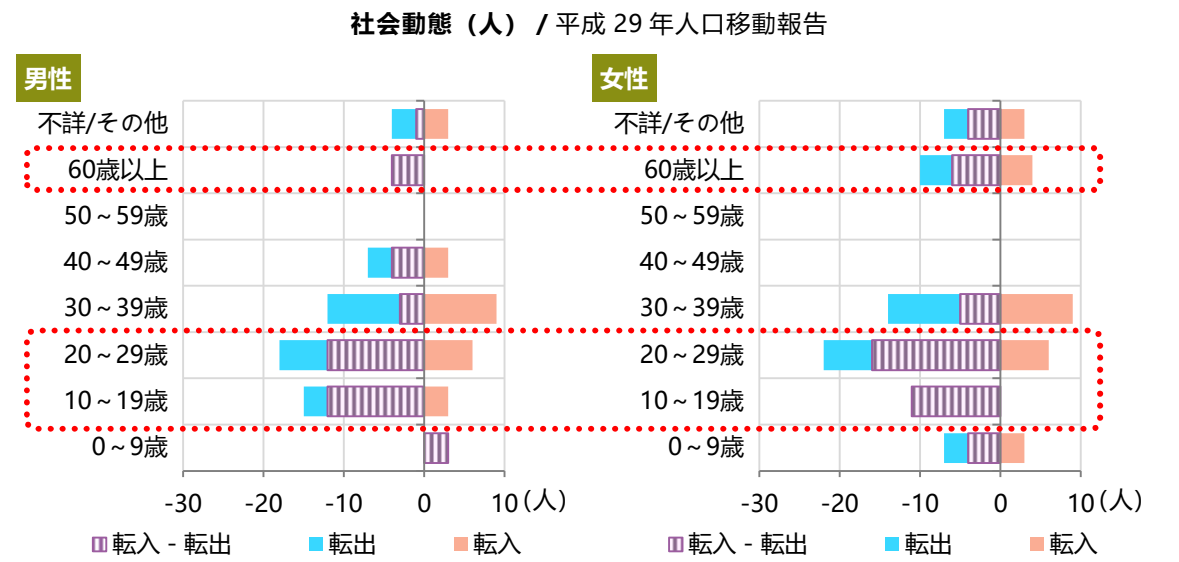
① 転入・転出

人口変動要因である社会動態（転入・転出）を見ると、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いています。平成 12 年以降、転入数、転出数ともに減少傾向にあり、この結果、近年の「社会減」は年間平均 55 人程度で推移し、大きな増加は見られません。ただし、その中でも転入数は平成 29 年から 3 年連続で前年を上回っています。



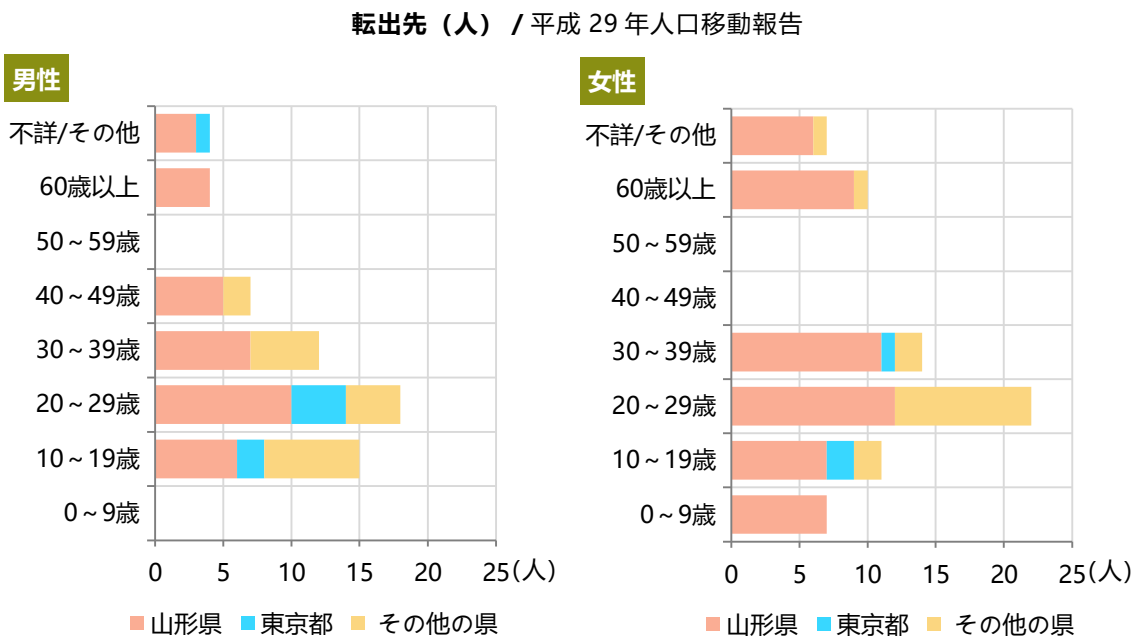
② 転入・転出（性別・年齢別）

転入・転出を性別・年齢別で見ると、男女ともに 10～20 代、60 歳以上の転出超過が多く見られます。要因として 10～20 代は進学や就職、60 歳以上は村外の子どもの同居、高齢者住宅や老人福祉施設等への入居・入所等が考えられます。また、30 代～40 代の転出超過の要因は、結婚、就職、新居等のライフステージの変化が考えられます。



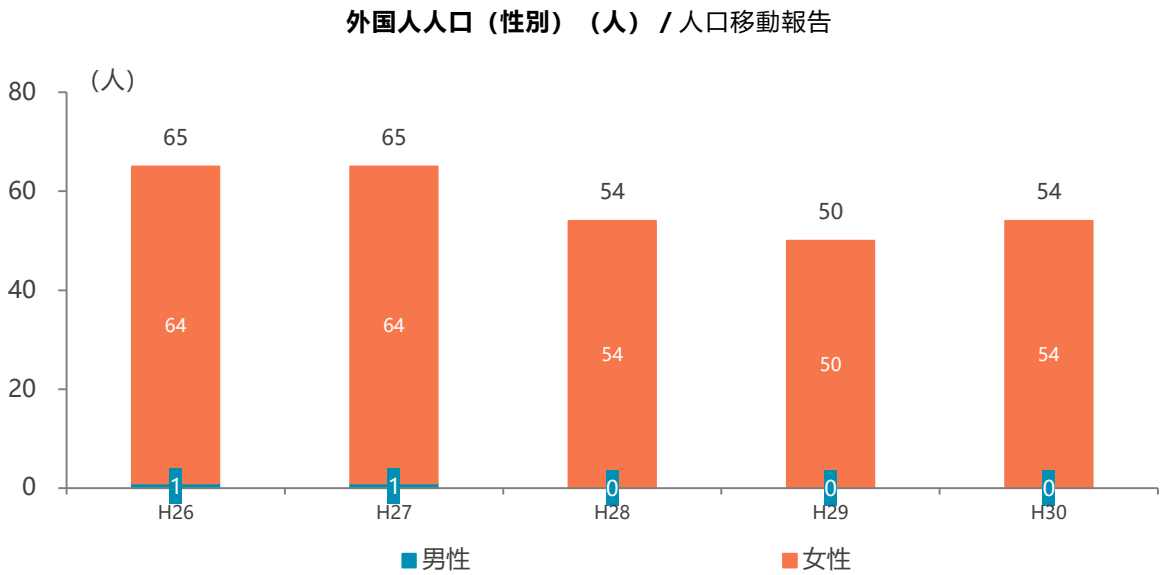
③ 転出先（性別・年齢別）

村外への転出先は全体的に山形県内が中心であり、その他の県が続きます。
男性 20 代は東京都への転出が他の年齢より多く、主に就職によるものと考えられます。



④ 外国人

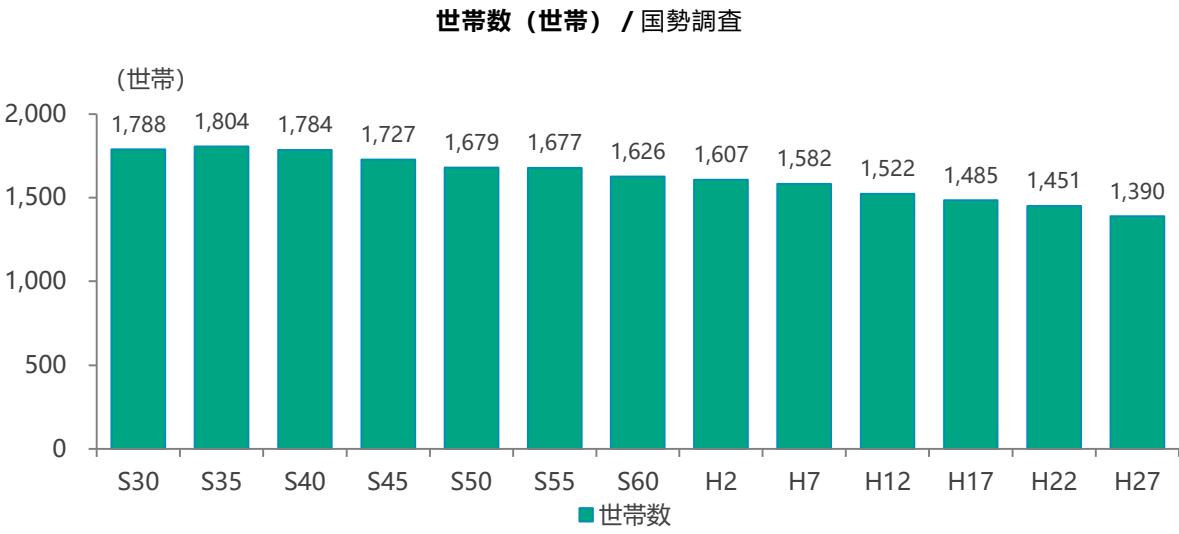
本村では昭和 61 年より韓国・フィリピン・中国の 3 か国から配偶者を迎えるケースや外国からの研修生受け入れ等により外国人の転入が増え、国際交流も進みました。その後、平成19年頃から外国人配偶者との離婚や研修生の帰国等で外国人の転出者数が増加しました。
こうした経緯を経て、平成 30 年現在、女性中心に 50 人程度が暮らしています。



4 世帯

① 世帯数

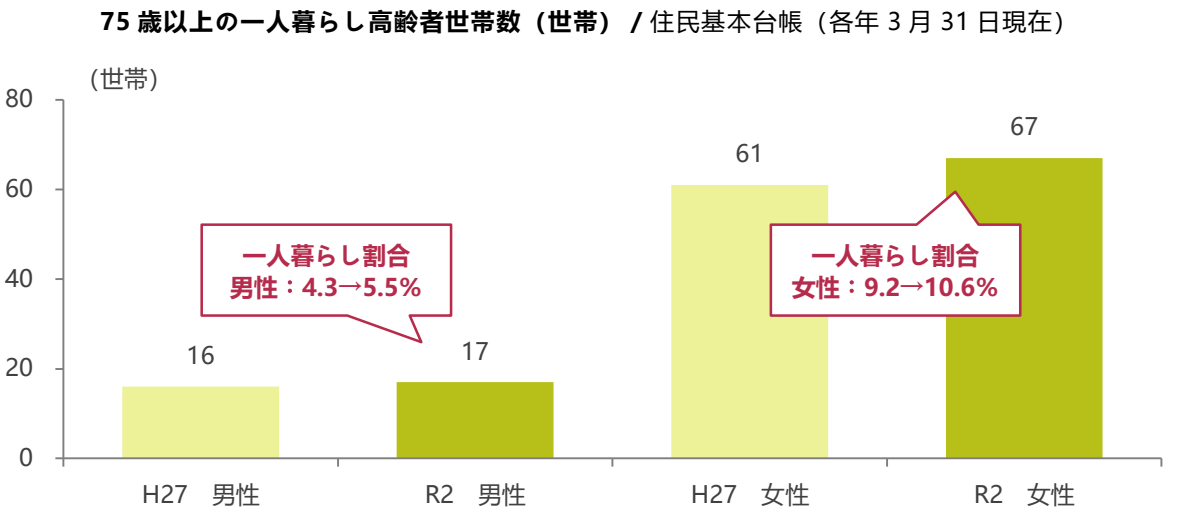
世帯数は昭和 35 年をピークにゆるやかに減少しており、平成 27 年は 1,390 世帯となっています。



② 一人暮らし高齢者世帯

世帯数、高齢者数ともに減少する中、平均寿命の延伸や若い世代の転出超過等によって、一人暮らし高齢者世帯は男性、女性とも増加しています。また、令和 2 年、75 歳以上の一人高齢者世帯割合は男性 5.5%、女性 10.6%に増加しています。

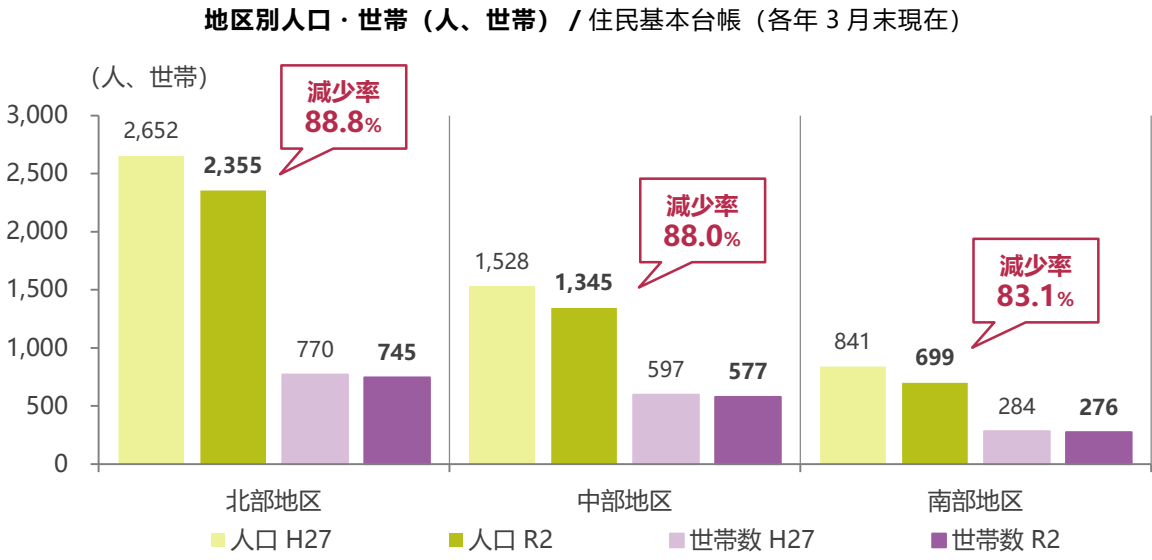
今後も一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加すると予想されることから、生涯を安心して暮らすことのできる環境づくりが必要になります。



5 地区別人口・世帯

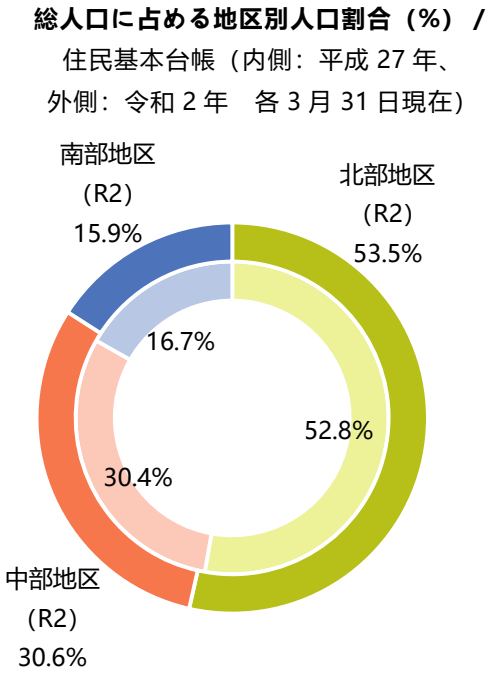
① 人口・世帯

平成 27 年から令和 2 年にかけて 3 地区の人口、世帯とも減少傾向が続いています。
人口減少率は北部地区 88.8%、中部地区 88.0%、南部地区 83.1%となっており、その中でも人口の少ない南部地区の減少率が大きく、過疎化が進んでいます。



② 人口割合

3 地区の人口減少により、総人口に占める地区別人口割合は北部地区が 0.7 ポイント増え、中部地区は－0.2 ポイントで横ばい、南部地区が 0.8 ポイント減少しました。
こうした状況が今後も進んだ場合、暮らしの基盤である集落機能や防災力の維持が難しくなります。
深刻な事態に陥る前に地域住民、関係機関、行政が協力して、全力を挙げて集落機能の維持・再生に取り組む必要があります。



③ 地区別人口

平成 27 年から令和 2 年にかけて津谷、神田、蔵岡地区では 60 人以上減少しています。
人口が 10 人台は 1 地区増えて 3 地区、10 人未満は 4 地区で変わりありません。

地区別人口・世帯（人、世帯） / 住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

地区	No.	地区	平成 27 年		令和 2 年	
			人口	世帯数	人口	世帯数
北部地区	1	岩清水	135	38	127	38
	2	金打坊	54	16	44	15
	3	津谷	548	169	488	163
	4	向名高	440	139	400	125
	5	名高	286	88	267	94
	6	濁沢	107	28	89	27
	7	神田	516	153	447	147
	8	杉沢	27	7	24	6
	9	野口	156	44	136	44
	10	上松坂	292	67	250	64
	11	向松坂	5	2	5	2
	12	下松坂	86	19	78	20
中部地区	13	出舟	231	183	215	174
	14	岩花	112	28	93	26
	15	蔵岡	304	88	242	81
	16	真柄	177	57	164	63
	17	古口	479	165	432	161
	18	三ツ沢	20	6	18	6
	19	上台	103	32	96	31
	20	猪之鼻	47	15	35	12
	21	外川	0	0	0	0
	22	高屋	2	2	2	2
	23	土湯	12	7	11	7
	24	草薙	13	5	12	5
	25	柏沢	28	9	25	9
南部地区	26	中沢	53	21	45	20
	27	滝の下	118	34	89	30
	28	十二沢	106	27	85	26
	29	下本郷	83	28	70	26
	30	上本郷	82	36	76	45
	31	畑ヶ	69	24	53	19
	32	綱取	58	18	53	17
	33	元屋敷	40	14	28	13
	34	与吾屋敷	8	4	8	4
	35	片倉	5	3	4	2
	36	平根	33	13	25	11
	37	勝地	68	22	55	21
	38	上野	57	21	53	21
	39	沢内	61	19	55	21

第 3 章

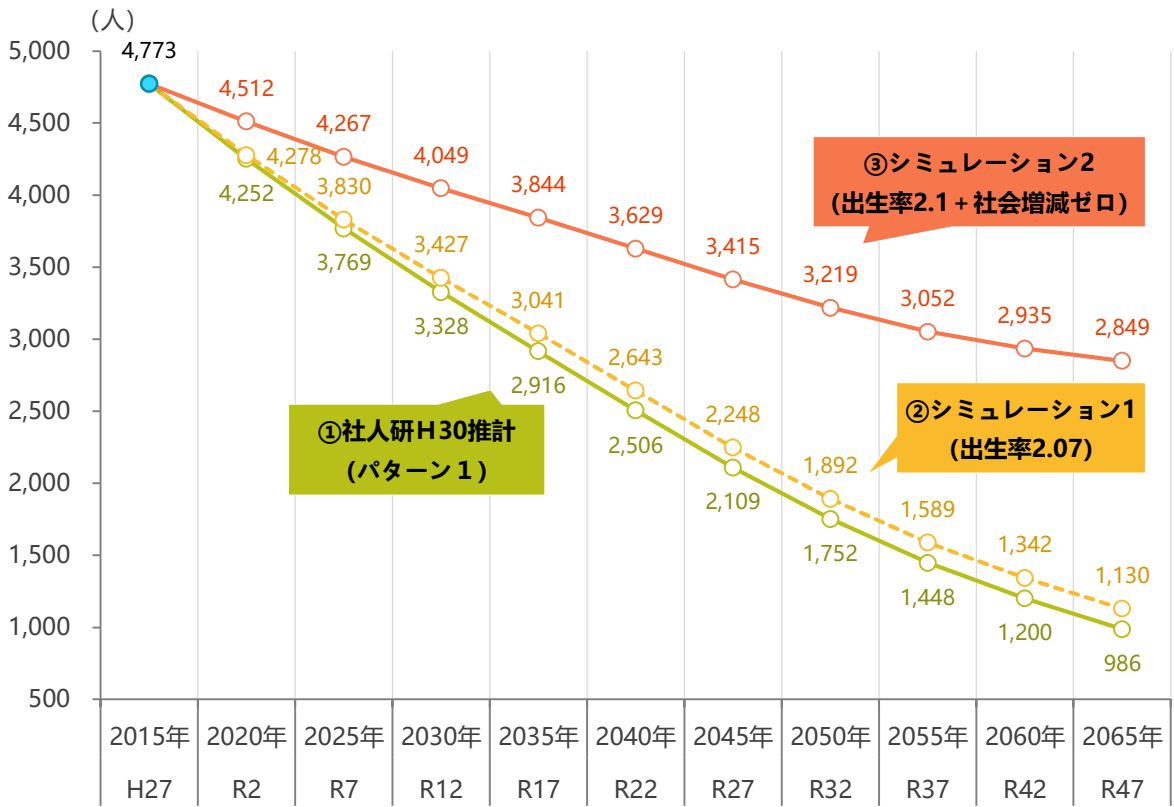
人口の将来展望



1 将来人口シミュレーション

(3つの人口推計シミュレーション)
国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）の推計ソフトを用いて本村の人口推計を3つのパターンで行った結果は次の通りです。

3つの人口推計パターン（パターン1、シミュレーション1・2）/社人研推計ソフト	
①社人研平成30年推計 （パターン1）	平成22年（2010年）～27年（2015年）の人口動向が将来も続くケース
②シミュレーション1 （出生率2.07）	上記パターン1に、合計特殊出生率が令和12年(2030年)までに人口置換水準（2.07）まで上昇する条件を追加したケース
③シミュレーション2 （出生率2.1＋社会増減ゼロ）	上記シミュレーション1に、転入・転出数が同数となり社会動態がゼロになる条件を追加したケース



(3 つの人口推計シミュレーションの概要)

① 社人研平成 30 年推計
(パターン 1。これまでの人口動向が今後も続くケース)

最も早く人口が減少する推計であり、総人口は 10 年後の令和 12 年(2030 年)で 3,328 人、45 年後の令和 47 年(2065 年)は 1,000 人を下回ります。

② シミュレーション 1 (合計特殊出生率が人口置換水準 2.07 に上昇するケース)

①パターン 1 の減少数がやや抑制される推計であり、総人口は 10 年後の令和 12 年(2030 年)で 3,427 人、45 年後の令和 47 年(2065 年)は 1,130 人です。

③ シミュレーション 2
(合計特殊出生率が人口置換水準 2.07 に上昇 + 社会増減がゼロになるケース)

減少数が最も抑制される推計であり、総人口は 10 年後の令和 12 年(2030 年)で 4,049 人、45 年後の令和 47 年(2065 年)は 2,849 人です。

なお、3 つの推計とも、人口減少と少子高齢化が一段と進行する点は共通しています。

3 つの人口推計パターン (年齢別人口) (人) / 社人研推計ソフト

推計	区分	実績	推計		
		平成 27 年 2015 年	令和 12 年 2030 年	令和 32 年 2050 年	令和 47 年 2065 年
① 社人研平成 30 年推計 (パターン 1)	総人口	4,773	3,328	1,752	986
	年少人口 (0～14 歳)	455	240	87	43
	生産年齢人口 (15～64 歳)	2,636	1,433	657	317
	高齢者人口 (65 歳以上)	1,682	1,654	1,007	626
② シミュレーション 1 (出生率 2.07)	総人口	4,773	3,427	1,892	1,130
	年少人口 (0～14 歳)	455	340	160	96
	生産年齢人口 (15～64 歳)	2,636	1,433	725	408
	高齢者人口 (65 歳以上)	1,682	1,654	1,007	626
③ シミュレーション 2 (出生率 2.1 + 社会増減ゼロ)	総人口	4,773	4,049	3,219	2,849
	年少人口 (0～14 歳)	455	464	469	452
	生産年齢人口 (15～64 歳)	2,636	1,823	1,551	1,522
	高齢者人口 (65 歳以上)	1,682	1,761	1,199	875

2 第2期人口ビジョンの方向性

前述の通り、第1期人口ビジョン期間では人口目標は達成したものの、人口変動要因を見ると人口減少に歯止めをかける状況とはなっていません。

第2期人口ビジョンでは、本村の現状に立脚し、直面する課題の解決に向けて一步一步進めるため、次の方向性を軸に具体的な事業を展開する必要があります。

(人口減少に歯止めをかける5つの方向性)

- 1. 生産年齢人口の減少が人口減少と少子化に影響することを踏まえ、村内産業の活性化を図り、生産年齢人口の転出抑制とU・Iターンによる転入増加につなげること
- 2. 女性就業率が高く、出産・育児と就業を両立しやすい環境であるものの、晩婚化と合計特殊出生率の伸び悩みによる少子化が進んでいることを踏まえ、出会いや結婚、希望する出産と子育ての支援に一層取り組み、出生数増加につなげること
- 3. 3人に1人が65歳以上の超高齢社会を迎えていること、60歳以上の転出が一定数いること、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加することを踏まえ、心身の健康づくり、介護予防、高齢者の暮らしの支援に一層取り組み、健康寿命の延伸と60歳以上の転出を抑制すること
- 4. 10～20代が進学や就職による県内、近隣県、首都圏等に転出していることを踏まえ、村内や近隣で働きながらも村内で暮らす定住環境を形成し、生産年齢人口の転出抑制とU・Iターンによる転入増加につなげること
- 5. 過疎化が進んでいることを踏まえ、様々な機会を通じて村外との関係人口を増やし、移住促進（転入増加）につなげること

5つの方向性と人口減少・少子高齢化対策の関連性

方向性	人口減少・少子高齢化対策	社会動態対策		自然動態対策	
		転入増加	転出抑制	出生増加	死亡抑制
1 村内産業の活性化		●	●		
2 希望する妊娠、出産、子育てを実現する支援				●	
3 高齢者の心身の健康づくり、介護予防、暮らしの支援			●		●
4 村の良さを生かす定住環境の形成		●	●	●	●
5 関係人口の増加、移住促進		●		●	

前述の将来人口シミュレーションでは合計特殊出生率が人口置換水準 2.07 に上昇した上で、転入が増え、転出が減り、社会増減がゼロになるという、理想的なシミュレーションであっても人口減少は進む見通しです。

しかしながら、第1期人口ビジョンで述べている通り、人口ビジョンの実現に「ふるさと戸沢村」の存続がかかっていることに変わりありません。人口の減少スピードを少しでも抑制する対策を講じ、結果として、村民の暮らしを守り、先人たちの英知と努力による歴史文化を後世に伝え、有形無形の地域資源を次代に継承する村づくりにつながります。

将来人口の見通しを直視し、ないものを望むのではなく、これまでの取り組みを土台に Society5.0*やSDGs*（持続可能な開発目標）、新しい働き方や生活様式の浸透等の社会潮流も取り入れながら、全村一丸となって人口減少対策を展開する気運を高めることが一層重要になります。

* **Society5.0 (ソサエティ ゴーテンゼロ)** : インターネット、AI (エーアイ 人工知能)、ロボット等の先端技術の社会実装によって経済発展と社会の課題解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる「人間中心の社会」のこと。日本が平成 28 年に提唱し、世界に先駆けて「Society 5.0」の実現を目指している。

* **SDGs (エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標)** : 2030 年に向けて世界の国々が取り組むべき目標。世界の国々、国民、民間企業が主体的に取り組むものとして、17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットが定められた。

SDGs（エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年に向けて世界の国々が取り組むべき目標。

世界の国々、国民、民間企業が主体的に取り組むものとして、17の目標（ゴール）と169のターゲットが定められた。



SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標 / 国際連合広報センター

3 第2期人口ビジョンの将来展望

第2期人口ビジョンは第1期人口ビジョンで掲げた志を継承し、しかし、前述の将来人口シミュレーションの結果と現状に立脚して、人口減少及び少子高齢化の抑制に一步一步取り組んだ成果を見込み、次の仮定値を設定します。

第2期人口ビジョンの仮定値

変動要因	設定項目	仮定値
転入	移動数	実績に基づく推計の転入数(社人研推計)に、令和2(2020)～22(2040)年まで5年毎に0～39歳に140人ずつ(20年間合計560人、年間平均28人)の転入数を加算する
	純移動率	実績に基づく推計値(社人研推計)
転出	純移動率	実績に基づく推計値(社人研推計)
出生	合計特殊出生率	平成30年実績1.58から、令和7(2025)年に1.8、令和17(2035)年に人口置換水準2.07に上昇させる 【参考】国の長期ビジョン(令和元年改訂版)は令和12(2030)年1.8程度、令和22(2040)年2.07程度

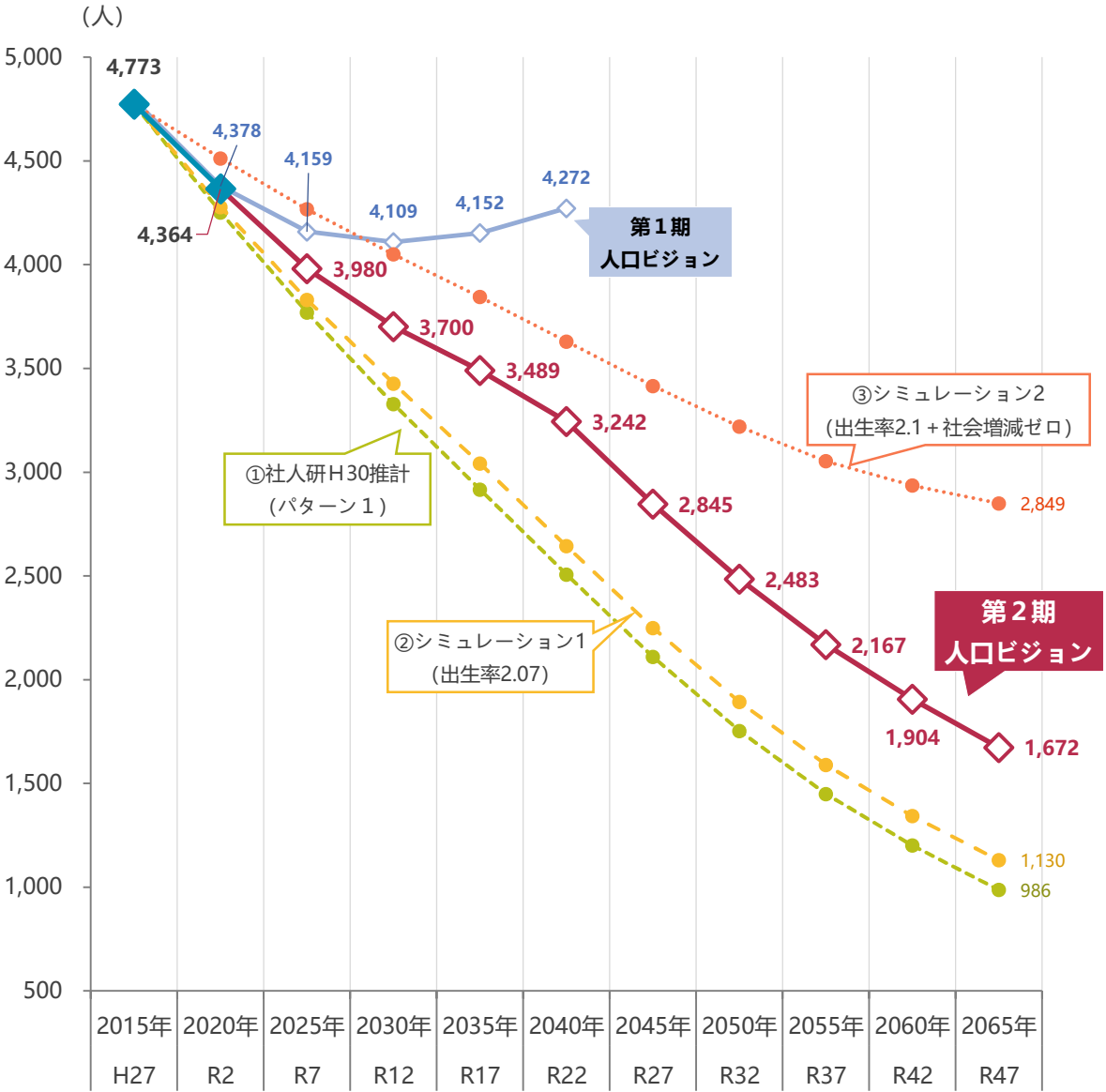
社人研推計(①パターン1)では令和47年(2065年)の総人口は986人と推計されます。これに対して、上記の仮定値を設定した場合、令和47年(2065年)の総人口は1,672人となり、社人研推計(①パターン1)より700人近く増加します。

第2期人口ビジョンの将来展望(人) / 社人研推計ソフトを用いた推計

	実績		推計									
	H27 2015 年	R2 2020 年	R7 2025 年	R12 2030 年	R17 2035 年	R22 2040 年	R27 2045 年	R32 2050 年	R37 2055 年	R42 2060 年	R47 2065 年	
総人口	4,773	4,364	3,980	3,700	3,489	3,242	2,845	2,483	2,167	1,904	1,672	
年少人口	455	373	405	429	432	429	365	306	258	216	179	
生産年齢人口	2,636	2,237	1,864	1,628	1,558	1,484	1,305	1,170	1,023	897	777	
高齢者人口	1,682	1,754	1,711	1,643	1,499	1,330	1,175	1,007	886	792	716	

※注 推計値のため、総人口と年齢別人口の合計が異なる場合がある

第 2 期人口ビジョンの将来展望と他の推計との比較（人） / 社人研推計ソフトを用いた推計



（人口増加へと大転換を図るシナリオ）

国や県の人口減少、全国の自治体が定住・移住を進めていることを考えると、本村のみが大幅な転入数を見込むことは現実的ではありません。しかしながら、第 2 期人口ビジョンの将来展望では年間平均 30 人弱の転入増加を見込み、相当に意欲的な設定としました。仮に令和元年の転入数 87 人をベースに考えると、令和 3 年から令和 22 年まで毎年 110 ～120 人程度が転入してくる設定です。さらに、近年の最高値が平成 26 年 1.77 である合計特殊出生率を令和 17 年に人口置換水準 2.07 まで上昇させる設定としました。

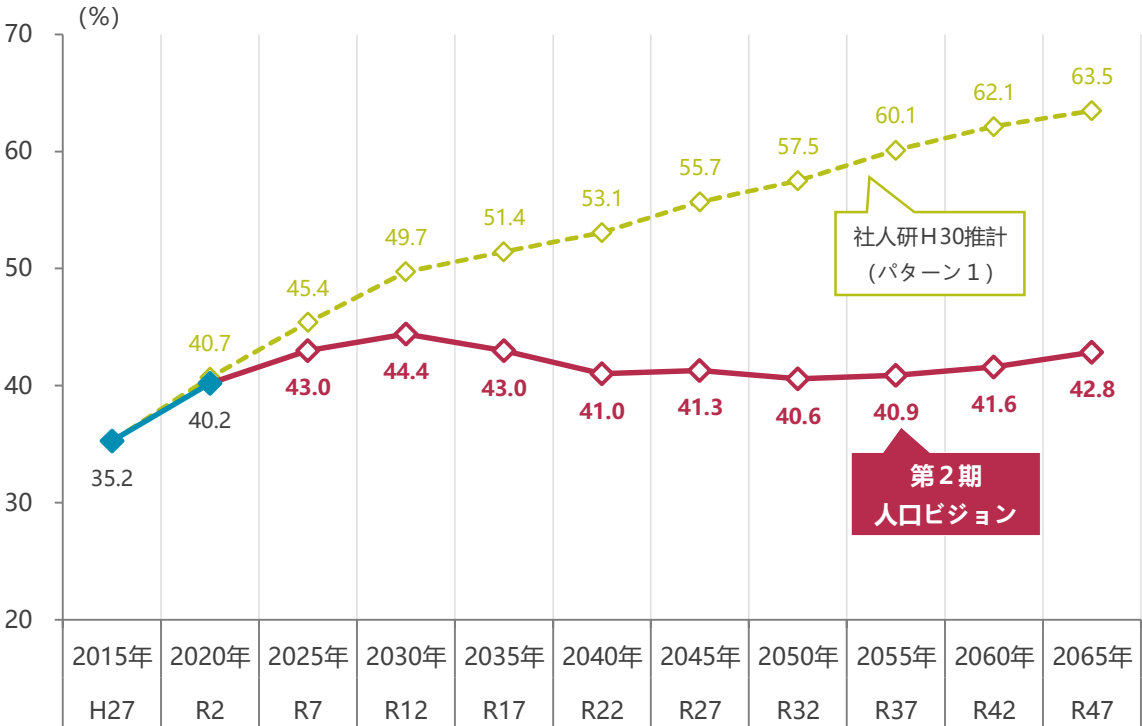
第 2 期をシナリオ通りに「人口減少解決期」とするため、設定した目標達成に全力を挙げることが重要です。第 2 期で目標を達成することで、その成果を土台にして、次のシナリオの「人口増加期」にステップアップすることが可能になります。

4 長期的な高齢化率の見通し

令和 47 年（2065 年）の高齢化率の見通しは、どちらの推計も平成 27 年 35.2%より増加するものの、社人研推計（①パターン 1）では 63.5%に達する見通しであるのに対し、第 2 期人口ビジョンの将来展望では 42.8%にとどまり、社人研推計より 20 ポイント以上低くなる見通しです。

それでもなお、超高齢社会であることに変わりないことから、高齢者の暮らしを支える環境づくりが本村にとってこれまで以上に重要なテーマになります。

第 2 期人口ビジョンの将来展望における高齢化率（％） / 社人研推計ソフトを用いた推計



第 2 期人口ビジョンの将来展望の年齢別人口割合（％） / 社人研推計ソフトを用いた推計

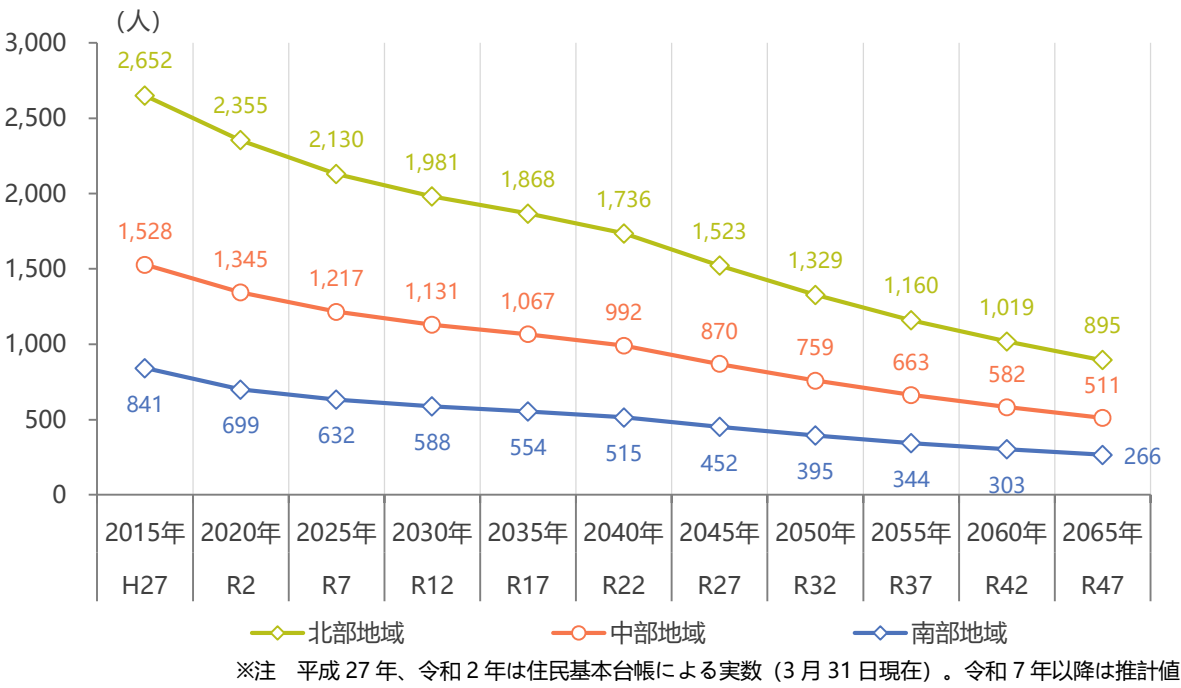
	実績		推計								
	H27 2015 年	R2 2020 年	R7 2025 年	R12 2030 年	R17 2035 年	R22 2040 年	R27 2045 年	R32 2050 年	R37 2055 年	R42 2060 年	R47 2065 年
総人口（人）	4,773	4,364	3,980	3,700	3,489	3,242	2,845	2,483	2,167	1,904	1,672
年少人口	9.5	8.5	10.2	11.6	12.4	13.2	12.8	12.3	11.9	11.3	10.7
生産年齢人口	55.2	51.3	46.8	44.0	44.6	45.8	45.9	47.1	47.2	47.1	46.5
高齢者人口	35.2	40.2	43.0	44.4	43.0	41.0	41.3	40.6	40.9	41.6	42.8

※注 推計値のため、総人口と年齢別人口の合計が異なる場合がある

5 地区別人口の将来展望

令和 2 年時点の地区別人口割合（北部地区 53.5%、中部地区 30.6%、南部地区 15.9%）を令和 7 年以降の人口推計値に乗じて地区別人口を試算する（第 1 期人口ビジョンと同じ方法）と、令和 47 年（2065 年）の人口は 3 地区とも 1,000 人を下回ります。

第 2 期人口ビジョンの地区別人口の将来展望（人） / 社人研推計ソフトを用いた推計



上記推計は転入者の居住地区のバランスを考慮していませんが、それでも 3 地区ともに形式的集落消滅（誰も住まないが、通いながら集落の共同作業等が続けられる状態）から、実質的集落消滅（誰も住まず、共同作業ができず、住宅倒壊等が見られる状態）に陥ることが懸念されます。

3 地区の集落消滅を防ぐため、行政の後押しを受けながら、地域住民の主体的で継続的な取り組みの活性化を図る必要があります。

集落消滅の進行過程



第2編

第2期まち・ひと・しごと 創生総合戦略

第 1 章

総合戦略の基本事項



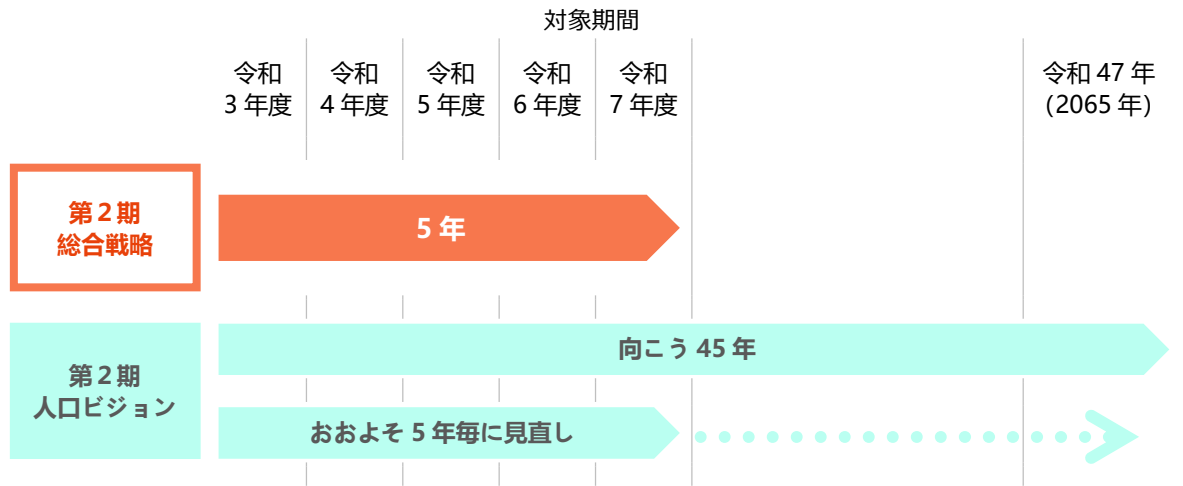
1 総合戦略策定の趣旨

平成 28 年 3 月策定の第 1 期人口ビジョンでは「ふるさと戸沢村」の存続を究極の目標とし、60 年以上続く人口減少から人口増加に大転換を図る 5 期 25 年にわたるシナリオを構想しました。同時に策定した「戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第 1 期総合戦略」という）では、シナリオの第 1 段階にあたる「人口減少解決準備期」の施策展開を構想しました。

第 1 期総合戦略の計画期間満了を受けて策定する「第 2 期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第 2 期総合戦略」という）では、第 1 期総合戦略の進捗や国の第 2 期総合戦略を踏まえ、5 期 25 年の長期シナリオに基づいて人口減少に歯止めをかけるべく、直面する課題解決を一步一步進める 5 年間のプロジェクトと数値目標を定めるものです。

2 計画期間

計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とします。



3 総合戦略の位置付け

第2期総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日法律第136号）第10条に基づく、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。

本村においては、村政の最上位計画「第5次戸沢村総合計画」における最重要テーマのひとつである人口減少対策に特化した重点プロジェクトに位置付けるものです。

策定にあたり、国の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第4次山形県総合発展計画」（山形県版まち・ひと・しごと創生総合戦略の性格を有する）を参考にしています。

4 総合戦略の基本的な考え方

第2期総合戦略の推進にあたり、第1期総合戦略で定めた基本的な考え方を継承します。

① 再考型思考

～今までの取り組みを再考し、より有効かつ効果的な方法論を考えていくこと～

▶ 地域資源を例にとれば、既存地域資源の見直しと再評価を行い、既存地域資源と新地域資源の組み合わせを考えることである。さらに、この思考は本戦略を実現するための効果的な戦術形成に影響を及ぼすものである。

また、この考え方は新地域資源の発掘・利活用を含めて本戦略実現のための効果的な方法論を導き出すものであり、本戦略実現のための有効かつ効果的な方法論の構築に役立つ。

② 新連携型思考

～今までの連携とは異なる連携を考え、成果・実績を上げていくこと～

▶ 戦略の実現を図るためには、新たな連携を模索する必要がある。地域資源の連携形態は次の3通りである。

- ア 既存地域資源＋既存地域資源
- イ 既存地域資源＋新地域資源
- ウ 新地域資源＋新地域資源

特にイ及びウは、新地域資源の発見・開発という面で難しいと予想されるため、アの「既存地域資源＋既存地域資源」の連携を優先的に検討し、新たな手法の構築に取り組む。

③ 研究開発型思考

～何事にも自由な発想で、研究心を持ちながら取り組むこと～

▶ この取り組みは実際には難しいと予想されるため、地元の高等教育研究機関、様々なノウハウの蓄積がある民間企業等と共同研究開発を促進する。

5 総合戦略の推進体制、進捗管理

① 行政の実施体制の構築

第2期総合戦略を着実に推進するため、まちづくり課が「戦略の司令塔」として戦略全体のコーディネートと実施プログラムの策定等を行います。また、必要に応じて所管分野を横断するプロジェクトチームを庁内に組織します。

国からの交付金・補助金・助成金、財政支出をはじめ、高等教育研究機関、民間企業等からの協力を仰ぎ、第2期総合戦略を推進する財源確保に努めます。

② 村民・関係機関・高等教育研究機関・民間企業等との協力・連携

第2期総合戦略の着実な推進に向けて、産官学金労言等の各界各層の協力を仰ぎ、幅広いパートナーシップを構築します。

パートナーシップの例：村民や地域団体との情報共有、
「協働の村づくり」の一層の推進
国、県、関係機関との連携、
高等教育研究機関、民間企業、外部ヒューマンパワーの協力
(知見・ノウハウ、ネットワーク、人材派遣、アドバイス等)

③ 戦略を検証する指標の設定

村民、関係機関、行政が目標を共有するため、成果指標*（アウトカム）及び重要業績評価指標（K P I）*を設定した上で、村民、関係機関、行政で構成する「魅力あるとざわ創生推進本部」において第2期総合戦略の検証・改善を協議します。

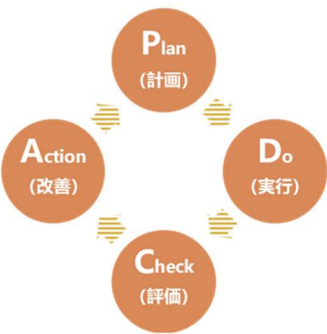
* 成果指標：政策を実施することによって生み出される状態（成果）を主に数値で示す「達成度を測る物差し」
* 重要業績評価指標（K P I/key Performance Indicator）：事業の進捗を検証するために設定する指標

④ 庁内の推進・検証体制

第2期総合戦略の検証と改善を継続的に行う仕組みとしてP D C Aサイクル*を導入します。

毎年度、「事業ローリング」により計画検証を行います。

* P D C Aサイクル：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のサイクルによって事業を継続的に改善するマネジメント手法



第2章

第1期総合戦略の検証

第1期総合戦略の各プロジェクトについて、事業者及び関係機関と具体的な手法や内容を協議しながら取り組んだ結果、下表の通り、令和2年度末までに全プロジェクトの約3/4を実施するに至りました。

第2期総合戦略ではこうした取り組みを「土台」にして「人口減少解決期」に向かうよう、定住促進、子育て環境の向上、健康寿命の延伸につなげることが求められます。

第1期総合戦略のプロジェクト、重要業績評価指標（KPI）一覧

(1) 地域定住環境創生プロジェクト（定住プロジェクト）			
番号	プロジェクト細目	重要業績評価指標（KPI）	R2 達成状況
1	① 定住環境充実プロジェクト	「住宅なんでも相談所（仮称）」の設置	対応実施
2		「公共住宅整備戦略（仮称）」作成	未来創造プロジェクトにおいて検討中
3		「空き家情報」の整備	H27 整備
4		「定住応援金（仮称）」制度創設	H30 実施
5	② 生活総合支援プロジェクト	「生活なんでも相談センター」設置	対応実施
6	③ 村民健康増進プロジェクト	「村民健康週間（仮称）」の創設	R1 健康マイレージ開始
7	④ 高齢者支援プロジェクト	「高齢化社会モデル地区（仮称）」の指定	座談会開催
8		「高齢化社会モデル研究会（仮称）」の設置	
9	⑤ 出産・子育て環境プロジェクト	「子育てなんでも相談所（仮称）」の設置	R2 新設
10		「出産・育児ヘルパー制度（仮称）」の創設	未整備
11		「子育て指導助言制度（仮称）」の創設	子育て世代包括支援センターR1 開設
12	⑥ 地域コミュニティ再生プロジェクト	生活支援センター設置	対応実施
13	⑦ 地域ICT導入プロジェクト	「地域ICTシステム研究開発実証試験（仮称）」の実施	未実施

(2) 地域教育環境創生プロジェクト（教育プロジェクト）

番号	プロジェクト細目	重要業績評価指標（K P I）	R2 達成状況
14	① 地域学推進プロジェクト	「戸沢地域学」の確立・実施	H28 講演会開催
15	② 地域力育成プロジェクト	「戸沢地域づくり学」の確立・実施	座談会・講演会開催
16	③ 地域産業力育成プロジェクト	「戸沢地域経営学」の実施	H30 から実施
17	④ 教育支援プロジェクト	「地域人材育成総合支援制度（仮称）」の創設	H29 から看護師奨学金

(3) 地域雇用環境創生プロジェクト（雇用プロジェクト）

番号	プロジェクト細目	重要業績評価指標（K P I）	R2 達成状況
18	①戸沢エリアプロジェクト	新規作物の導入	H28 アスパラガス
19		田園ツーリズムの確立・実施	農家民宿実施
20		田園農産加工所の設置	R1 実施
21		地域再生可能エネルギー（廃湯・天然ガス・木質バイオマス）開発	H29 廃湯 R1 天然ガス
22	②古口エリアプロジェクト	最上川舟下り入込み客数 15 万人	R1 9 万人弱
23		最上川沿いフリーwi-fi 地区の形成	検討の結果、中止
24		「観光みはらし小公園」	未整備
25		新しい地域特産品の開発・販売	未実施
26		産直の設置	未実施
27		最上川ツーリズム（戸沢）の確立・実施	連携実施
28		最上川農産加工所の設置	未設置
29		地域再生可能エネルギー（小規模水力発電・木質系バイオマス発電）開発	未実施
30	③角川エリアプロジェクト	新規特産物の導入	H29 かぶ漬け
31		里山ツーリズム（角川）の確立・実施	農家民宿実施
32		里山農産加工所の設置	H29 実施
33		地域再生可能エネルギー（小規模水力発電・木質系バイオマス発電）開発	H27 実施
34	④全村プロジェクト	地域内企業の振興対策の共同取り組み	H30 から実施
35		福利厚生 の共同取り組み	未実施
36		人員確保のための共同取り組み	H30 から実施

(4) 関連プロジェクト			
番号	プロジェクト細目	重要業績評価指標（K P I）	R2 達成状況
37		戦略地域会議の実施	未実施
38		再生可能エネルギーの創造と利活用の研究開発	H27 ぽんぽ館実施
39		民間主導の克雪対策の実施	R1 から一部実施
17		「地域人材育成総合支援制度（仮称）」の創設	H29 から看護師奨学金

全体			
実施	29 件（74.4%）	未実施（中止含む）	10 件（25.6%）

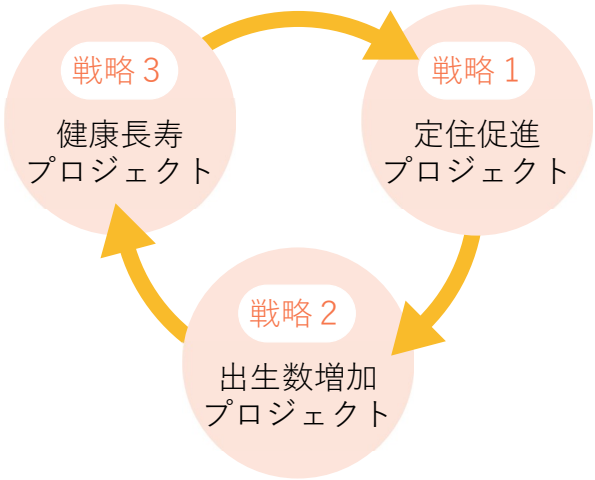


第3章

総合戦略の展開



総合戦略の施策体系



プロジェクト名	施策内容	人口減少対策の狙い
戦略1 定住促進プロジェクト (しごと・くらし)	1.1 農林業の稼ぐ力を応援します 1.2 自然体験観光、事業活性化、働きがいを応援します 1.3 自然が身近で安全な定住環境をつくれます	転出抑制 転入増加
戦略2 出生数増加プロジェクト (ひと・つながり)	2.1 村の“ファン”と“応援団”を増やします 2.2 子どもを育てる、健やかに育つ環境を地域と一緒につくれます	転入増加 出生数増加
戦略3 健康長寿プロジェクト (げんき・ささえあい)	3.1 生涯の健康と活躍をみんなで応援します 3.2 村民の暮らしをみんなで最期まで支えます	転出抑制 死亡数抑制

戦略 1

定住促進プロジェクト（しごと・くらし）

プロジェクトの方針

プロジェクトの目的

経済基盤の強靱化と良好な定住環境を形成し、
生産年齢人口の転出抑制とU・Iターンによる転入増加につなげます

成果指標

番号	成果指標	基準	目標	所管課
1	農業産出額 (耕種、畜産、加工農産物の合計)	15 億 1 千万円 (平成 30 年)	H30 比 110% (令和 7 年)	産業振興課
2	年間観光客入込数	55 万 4 千人 (平成 30 年)	60 万人 (令和 7 年)	まちづくり課
3	定住促進住宅 入居戸数	9 戸 (令和 2 年度末)	19 戸 (令和 7 年度末)	まちづくり課

プロジェクトの内容

- 1.1 農林業の稼ぐ力を応援します
- 1.2 自然体験観光、事業活性化、働きがいをおん援します
- 1.3 自然が身近で安全な定住環境をつくります

重要業績評価指標（K P I）及び施策内容

1.1

農林業の稼ぐ力を応援します

番号	重要業績評価指標（K P I）	基準	目標	所管課
1	新規就農者数	0人 (令和元年度)	5年累計 5人 (令和3～7年度)	産業振興課
2	スマート農業導入件数	0件 (令和元年度)	5年累計 5件 (令和3～7年度)	産業振興課
3	農産物等の特産品開発品数	1品 (平成28～令和2年度)	5年累計 2品 (令和3～7年度)	産業振興課

番号	施策	概要
1	園芸作物の振興 [産業振興課]	● 村の推奨作物であるミニトマト・パプリカ・りんどう等の取り組みを強化し、生産拡大に向けて新たな担い手の掘り起こしや補助事業等による施設整備を進め、栽培技術の向上による安定的な複合経営の推進を行います。 ● 「鞭打野園芸団地組合」の地区をモデルにした水田畑地化による土地利用型作物の産地化を支援します。
2	スマート農業の振興 [産業振興課]	● 農業用ドローンや自動走行トラクター、収穫用ロボット等のロボット機器の導入や、生産管理システム等のＩＣＴ（情報通信技術）、ＡＩ（人工知能）技術の導入を行う農業者を支援し、スマート農業の推進を図ります。
3	産地化としてのブランドの確立 [産業振興課]	● 農産物の品質管理や品質保証を徹底するため各種栽培認証を取得し、「安心・安全」な農産物の提供を実践します。 ● 市場関係者や消費者からの信頼を確保するため「戸沢ブランド」の確立を推進します。
4	農産物等の特産品開発 [産業振興課]	● 「安心・安全」な農産物を活用して農産加工による新規の商品開発に努め、生食生産販売と併せて加工食材としての利用により、特産品の開発や6次産業化の推進を図ります。
5	農業後継者の育成による担い手の確保 [産業振興課]	● 国庫補助の次世代人材確保支援事業の活用、村単独での支援金、ＪＡと連携した育成支援を充実させ、人材の確保を図ります。
6	林業従事後継者の育成 [産業振興課]	● 農林専門職大学が近年開学するにあたり、大学と連携しながら、林業従事者の育成や後継者の確保を図ります。

1.2

自然体験観光、事業活性化、働きがいに応援します

番号	重要業績評価指標 (K P I)	基準	目標	所管課
1	自然体験観光事業実施数	10 事業 (令和元年度)	15 事業 (令和 7 年度)	まちづくり課
2	観光プロモーション実績値 (SNS フォロワー数)	704 人 (令和 2 年度)	2,000 人 (令和 7 年度)	まちづくり課
3	インバウンド(訪日観光)向け プロモーション実績値 (海外向け【台湾】SNS フ ォロワー数)	12 人 (令和元年度)	3,000 人 (令和 7 年度)	まちづくり課
4	村民の雇用人数(戸沢村企 業立地等雇用促進奨励金 等による)	4 件 (平成28～令和 2 年度)	5 年累計 8 件 (令和 3～7 年度)	まちづくり課

番号	施策	概要
1	広域観光ルートの確立 [まちづくり課]	● 最上地域観光協議会、庄内コンベンション協会等との連携強化を図ります。 ● 他市町村との連携強化等を推進し、連携事業を実施します。
2	インバウンド対策の強化 [まちづくり課]	● インバウンド需要に対応するため、表記等の多言語化やトイレの洋式化、Wi-Fi 整備等、受け入れ環境の整備に努め、合わせてインバウンド(訪日観光)に向けたプロモーションを強化します。
3	グリーンツーリズムの促進 [まちづくり課]	● 四季を通じた農業体験やトレッキング等、山間部の観光資源を活用し、交流を図ります。
4	小規模企業振興基本 条例に基づく支援 [まちづくり課]	● 小規模企業振興基本条例に基づき、もがみ北部商工会を支援します。 ● 金山町・真室川町・鮭川村と密に連携し、商工業の振興を図ります。
5	起業支援の推進 [まちづくり課]	● 要望に応じて廃校舎を利用したサテライトオフィスの整備や Wi-Fi の環境整備等を検討します。
6	商工・農商をはじめと する連携や本業＋副業 の事業化 [まちづくり課]	● 基幹産業との連携を図り、地域資源とマッチングによる商品やサービスの開発を促進するとともに、新たなビジネスモデルの構築を検討します。

番号	施策	概要
7	若者労働者の雇用の場の確保 [まちづくり課]	● 戸沢村企業立地等雇用促進奨励金等により、継続して村民の雇用の促進に取り組みます。
8	広域観光ルートの確立 [まちづくり課]	● 最上地域観光協議会、庄内コンベンション協会等との連携強化を図ります。 ● 他市町村との連携強化等を推進し、連携事業を実施します。
9	インバウンド対策の強化 [まちづくり課]	● インバウンド需要に対応するため、表記等の多言語化やトイレの洋式化、Wi-Fi 整備等、受け入れ環境の整備に努め、合わせてインバウンド（訪日観光）に向けたプロモーションを強化します。



1.3

自然が身近で安全な定住環境をつくります

番号	重要業績評価指標 (K P I)	基準	目標	所管課
1	定住促進住宅建設戸数	9 戸 (令和 2 年度末)	19 戸 (令和 7 年度末)	まちづくり課
2	空き家バンク制度の創設	未整備 (令和 2 年度末)	令和 3 年までに運用 開始	建設水道課
3	防災士有資格者数	14 人 (令和元年度末)	20 人 (令和 7 年度末)	危機管理室

番号	施策	概要
1	景観の保全 [まちづくり課]	● 地域の意向等を踏まえ、必要に応じて条例の制定及び景観計画の策定を検討します。
2	定住促進住宅の建設 [まちづくり課]	● 企業等の外部資金による建設を行い、定住者の確保に努めます。
3	空き家情報の提供 [建設水道課]	● 空き家等対策計画に基づき、空き家バンク制度を創設するとともに、空き家の活用を図ります。
4	光ファイバー網を利用した整備 [総務課]	● 村内全域に光ファイバー網が敷設され整備された情報通信基盤を活用し、一人暮らし世帯の安全確認や健康、医療、防災等多目的利用を検討します。 ● 指定緊急避難場所となっている地区公民館等の公的施設を結ぶため、フリーWi-Fi 構築事業と連携し、災害時も速やかに情報を入手・共有できる通信網の整備を検討します。
5	除雪体制・除雪機械の整備 [建設水道課]	● 民間の力を生かした除雪体制の充実や除雪機械の計画的な整備を図ります。
6	防災体制の強化・充実 [危機管理室]	● ハザードマップを活用した災害時における避難体制の強化、自主防災組織及び防災リーダーの育成・支援を図るとともに防災士有資格者の積極的な活用を図ります。

戦略2

出生数増加プロジェクト（ひと・つながり）

プロジェクトの方針

プロジェクトの目的

県内外との交流を通じて関係人口を増やし、
若者（子育て世代）の移住可能性を高めます

子どもを育てやすい、子どもがのびのびと育つ村をつくり、
出生数の増加につなげます

成果指標

番号	成果指標	基準	目標	所管課
1	ふるさと納税金額	過去最多 85,335 千円 (平成 29 年度)	150,000 千円 (令和 7 年度)	まちづくり課
2	合計特殊出生率	直近最高値 1.77 (平成 26 年)	1.80 (令和 7 年)	健康福祉課

プロジェクトの内容

- 2.1 村の“ファン”と“応援団”を増やします
- 2.2 子どもを育てる、健やかに育つ村づくりを地域と一緒につくります

重要業績評価指標（K P I）及び施策内容

2.1

村の“ファン”と“応援団”を増やします

番号	重要業績評価指標（K P I）	基準	目標	所管課
1	東京戸沢会チャリティ物産市、中井町交流等、地域間交流イベント開催数	年間 5 回 （令和元年度）	5 年累計 27 回 （令和 3～7 年度）	まちづくり課 教育委員会
2	最上 8 市町村等の広域観光・交流事業・イベント等の実施件数	年間 14 件 （令和元年度）	5 年累計 100 件 （令和 3～7 年度）	まちづくり課

番号	施策	概要
1	都市等との地域間交流の促進 [まちづくり課] [教育委員会]	● 東京戸沢会チャリティ物産市や中井町交流等の各種イベントを継続して実施し、地域間交流を図ります。
2	中井町とのふれあい交流活動の促進 [教育委員会]	● 中井町との青少年ふれあい交流の継続に取り組みます。
3	広域交流の拡大と相互連携の推進 [まちづくり課]	● 最上 8 市町村の広域交流を拡大し、広域観光・交流事業・イベント等を含め、相互連携の拡充を図ります。
4	U J I ターンの受け入れ対策の推進 [まちづくり課]	● U J I ターン者への認知度を高めるため、県・最上地域協議会と連携したイベントの開催、継続的な情報提供、空き住宅情報の整備を図り、受け入れ環境づくりに努めます。



2.2

子どもを育てる、健やかに育つ環境を地域と一緒につくります

番号	重要業績評価指標 (K P I)	基準	目標	所管課
1	婚活イベント参加者数	年 29 人 (令和元年度)	5 年累計 200 人 (令和 3～7 年度)	まちづくり課
2	子育て支援センター開催時間	月曜から金曜 1 日 3 時間 (令和元年度)	月曜から金曜 1 日 6 時間 (令和 3～7 年度)	健康福祉課
3	地域学校協働本部 部会の設置	未設置 (令和 2 年度末)	3 部会 (令和 7 年度末)	教育委員会
4	義務教育学校の設置	未設置 (令和 2 年度末)	令和 3 年までに設置	教育委員会

番号	施策	概要
1	婚活事業の広域実施 [まちづくり課]	● 県や最上管内市町村と連携を図り、継続して婚活イベントを実施します。
2	誰もが働きやすい雇用の場の確保 [まちづくり課]	● 年金受給年齢引き上げに伴う高齢者の所得確保や男女共同参画社会の推進のため、企業と連携し、雇用の場を確保します。
3	子どもの人権尊重の推進 [健康福祉課]	● 子どもの前で夫婦喧嘩する等の行いは、面前DV（ドメスティック・バイオレンス）として心理的虐待の例にあたることや、しつけと称しての暴力はもちろん、その他の虐待が起こらないよう、子どもの人権を尊重し、児童虐待等のない地域社会づくりのために、要保護対策児童地域協議会を中心として予防・啓発に努めます。
4	親子や親同士等の交流機会の創出 [健康福祉課]	● 子育て支援として、子育て支援センターの機能強化を図り、親子や親同士等の交流の機会を創出します。
5	経済的支援の実施 [健康福祉課]	● 児童手当や児童扶養手当等の制度活用、高校生以下の医療費無償化の福祉医療制度の充実等、各種経済的支援に努めます。
6	虐待、家庭内暴力、ひきこもり等の未然防止 [健康福祉課]	● 地域と連携し、児童・障がい者・高齢者等の虐待や家庭内暴力、ひきこもり等の情報を把握し、未然防止と早期からの適切な対応に努めます。

番号	施策	概要
7	地域共育活動団体の活動支援 [教育委員会]	● 地域活動・伝承文化を核とした地域共育活動の活性化を図ります。 ● 地域学校協働本部を設置します。
8	保小中一貫教育の構築 [教育委員会]	● 義務教育学校を設置します。 ● 保育指針に即した幼児教育を実践します。 ● 保小中一貫教育を推進します。 ● 育成すべき資質・能力と目指す児童生徒像を基にした教科横断的教育課程を実践します。 ● 生活科・総合的な学習の時間を核とした探究型学習を推進します。 ● 学びのステージに合わせた指導体制を確立します。



戦略3

健康長寿プロジェクト（げんき・ささえあい）

プロジェクトの方針

プロジェクトの目的

生涯にわたる健康で活躍できる環境と、みんなで支え合う村づくりを進め、健康寿命の延伸と 60 歳以上の転出抑制につなげます

成果指標

番号	成果指標	基準	目標	所管課
1	合計特殊出生率	直近最高値 1.77 (平成 26 年)	1.80 (令和 7 年)	健康福祉課
2	健康寿命	男性 76.76 年 女性 81.31 年 (平成 28 年)	県平均に近づく (男女とも+2.5 年)	健康福祉課
3	地域サロン 地区数及び延べ人数	19 地区 2,280 人 (令和元年度)	5 年累計 24 地区 12,000 人 (令和 3～7 年)	健康福祉課
4	通いの場 箇所数及び延べ人数	2 箇所 5,495 人 (令和元年度)	5 年累計 3 箇所 30,000 人 (令和 3～7 年度)	健康福祉課
5	生活支援体制整備 拠点数	未設置 (令和元年度)	5 年累計 3 箇所 (令和 3～7 年度)	健康福祉課
6	認知症カフェ 開催数及び延べ人数	4 回 111 人 (令和元年度)	5 年累計 25 回 600 人 (令和 3～7 年度)	健康福祉課
7	認知症サポーター養成 講座 開催数延べ人数	3 回 44 人 (令和元年度)	5 年累計 20 回 300 人 (令和 3～7 年度)	健康福祉課

プロジェクトの内容

3.1 生涯の健康と活躍をみんなで応援します

3.2 村民の暮らしをみんなで最期まで支えます

重要業績評価指標（K P I）及び施策内容

3.1

生涯の健康と活躍をみんなで応援します

番号	重要業績評価指標（K P I）	基準	目標	所管課
1	健康マイレージ登録者数	100 人 （令和 2 年 9 月末）	200 人 （令和 7 年 9 月末）	健康福祉課
2	特定健康診査受診率（国保）	46.5％ （令和元年度）	60％ （令和 7 年度末）	健康福祉課
3	糖尿病ハイリスク者	31.7％ （令和元年度）	20％ （令和 7 年度末）	健康福祉課
4	がん検診精密検査受診率	80.2％ （令和元年度）	90％ （令和 7 年度末）	健康福祉課
5	ゲートキーパー養成講座 修了者数	0 人 （令和元年度末）	延べ 50 人 （令和 7 年度末）	健康福祉課
6	子どもの予防接種率	70～80％ （令和元年度）	90％ （令和 7 年度末）	健康福祉課
7	地域づくり交付金事業	11 件 （令和元年度）	5 年累計 60 件 （令和 3～7 年度）	まちづくり課

番号	施策	概要
1	予防接種の勧奨 [健康福祉課]	● 乳児訪問や健診の機会を活用し、接種内容の周知と積極的な勧奨に努めます。 ● 予防接種に対する支援を継続するとともに、感染症に伴う接種についても、適切に対応していきます。 ● 増加する対象者に備えて薬剤の確保を計画的に行います。
2	疾病の早期発見と 早期治療 [健康福祉課]	● 生活習慣病予防の知識の普及を図るとともに、健診の受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療を図ります。 ● 検査結果により精密検査や診療が必要な方を、確実に医療機関につなげる指導を行っていきます。
3	健康指導・健康教育の 充実 [健康福祉課]	● 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の発症予防、重症化予防のため特定健診の受診率の向上と K D B データを活用した効果的な健康指導・健康教育の充実を図ります。 ● 後期高齢者と介護の一体化制度により、データ分析を行いながら、ピンポイントによる指導や健康指導を実施します。

番号	施策	概要
4	村民主体の健康づくりの推進 [健康福祉課]	● ぽんば館や生涯学習センター等の施設、健康運動指導士等の専門職を活用した健康づくり、健康マイレージを活用した動機付けによる継続的な健康づくりの推進を図ります。 ● 自主的な各地区での運動教室やサロン活動に対し、積極的に支援していきます。
5	「こころの健康づくり」の推進 [健康福祉課]	● 「こころの健康づくり」として、うつ病等の心の病を持つ人を早期の専門機関受診につなげるとともに、支えている家族や周囲の人々に対する相談支援を行う等、関係機関と連携した支援を図ります。 ● 庁内に村長をトップとした自殺対策連絡協議会を設置するとともに、村民によるゲートキーパーの養成を図ります。
7	村民との協働の推進 [健康福祉課]	● 地域住民や自治会、老人クラブやボランティア団体、福祉関係者との連携・協力し、村民と協働の村づくりを目指します。 ● 地区にとらわれず、地域で包括的に活動できる支援の輪を広げていきます。
8	各種団体の育成との連携 [まちづくり課]	● 各種団体の調整や役員等の育成を図るとともに、ボランティア活動や各種イベント等で連携し、実施します。
9	自治会・地区会等への支援 [教育委員会] [まちづくり課]	● 自治会・地区会と情報共有を行うとともに、地区公民館等の新築・増改築の補助や各種施設の修繕・各コミュニティ形成に必要な経費については、地域づくり交付金事業を継続して行い、地域活性化を図ります。



3.2

村民の暮らしをみんなで最期まで支えます

番号	重要業績評価指標 (K P I)	基準	目標	所管課
1	自主防災組織率	98% (令和2年度末)	100% (令和7年度末)	まちづくり課
2	ささえあい（見守り）活動	未設置 (令和2年度末)	3箇所 (令和5年度末まで)	健康福祉課
3	地域生活支援拠点設置数 (障害)	未設置 (令和2年度末)	圏域で1箇所 (令和5年度末まで)	健康福祉課
4	成年後見人拠点整備	未設置 (令和2年度末)	圏域で1箇所 (令和3年度末まで)	健康福祉課

番号	施策	概要
1	災害時の避難支援体制の強化 [健康福祉課]	● 災害時等避難行動要支援者の避難支援や安否確認はもちろん、発災状況により、災害時等避難行動要支援者以外の高齢者や障がい者等に対しても対応できるよう、自主防災組織や民生委員と連携して避難支援が円滑に行えるよう努めます。
2	高齢者の生活支援の推進 [健康福祉課]	● 高齢者が住み慣れた地域で安心して老後を過ごせるよう、生活支援体制の整備を進めるとともに、経済的・環境的に困窮している対象者に対し、支援体制を拡充し、自立支援体制を進めます。
3	高齢者の居場所づくりの推進 [健康福祉課]	● 保健・医療・福祉等関係機関と連携し、健康づくりや介護予防の普及を図るとともに地域でのサロン活動へ積極的な支援を行い、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを推進します。
4	地域支え合い活動の促進 [健康福祉課]	● 緊急通報システムの設置やふれあい弁当サービス、ヤクルト配達による見守り活動、高齢者福祉交通や除雪サービスの拡充等、一人暮らし等高齢者の支援を図るとともに、サロン活動への積極的参加等により社会的孤立を防ぎ、見守り等を通じて地域全体でのかかわりを促進します。
5	認知症対策の推進 [健康福祉課]	● 認知症カフェ等を通じて認知症の人やその家族に対する支援と、認知症に対する正しい知識を持ち、地域全体で見守る環境づくりを進めます。 ● 認知症に対する理解を深め、認知症の方をサポートできる認知症サポーター養成講座を開催し、認知症患者に対する支援を広げていきます。

番号	施策	概要
6	在宅介護支援の推進 [健康福祉課]	● 在宅で介護している家族に対して、激励金や紙おむつ等の経済的支援を継続するとともに、在宅での医療や介護の充実を目指します。
7	地域支援体制の構築 [健康福祉課]	● 庁内の母子保健部門との連携はもちろん、学校や専門機関とも連携し、子どもの発達の遅れや障害の早期発見と早期療育に努めるとともに、家族の受認を得ながら相談支援体制を強化しつつ、山形県サポートファイルを活用しながら、ライフステージに沿って切れ目のない支援体制を図ります。
8	障がい者の相談支援体制の強化 [健康福祉課]	● 専門職員と連携した相談支援体制の強化を図るとともに、権利擁護の推進や必要なサービスを円滑に提供できる体制の強化を努めます。
9	障がい者の就労支援の推進 [健康福祉課]	● 障がい者の就労定着を図るため、最上障害者・就業生活支援センターと連携を図りながら、団体や事業者、民間企業等の関係機関とともに、就労に関する情報を積極的に提供します。 ● 社会福祉協議会に障がい者の居場所づくりを行う中で、一人一人特性に合った就労支援のあり方を探っていきます。
10	障がい者地域生活支援拠点の整備 [健康福祉課]	● 障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能（相談、緊急時の受入等）を持つ支援拠点の構築とサービス体制の提供を図ります。
11	成年後見制度の拡充 [健康福祉課]	● 高齢者や障がい者等の権利擁護を必要とする事案の増加に伴い、成年後見人制度の拡充が求められています。 ● 支援体制の整備とともに、国が求める中核的機能を取り入れながら、権利擁護に努めます。



第3編

参考資料

第 1 章

とざわ創生推進本部



1 とざわ創生推進本部会議規約

- (目的)
- 第 1 国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、戸沢村第 5 次総合計画を支援し、将来にわたり村民が安心して暮らせる村づくりの形成に資することを目的とする。
- (所掌事項)
- 第 2 本部会議は、村に対し次の内容について協議・検討し、助言提言するものとする。
- (1) 移住・安住を含む人口減少対策に関すること。
 - (2) 活力ある元気な村づくりに関すること。
 - (3) 戸沢村の自然を生かし特色ある地域づくりに関すること。
 - (4) 公共施設を含む戸沢村の資産の管理・活用に関すること。
 - (5) その他必要と認める事項
- (本部会議及び組織)
- 第 3 本会議の委員は別紙のとおりとし、その任期は 2 年とする。
- (役員)
- 第 4 本部会議には次の役員を置く。
- (1) 本部長 1 名
 - (2) 副本部長 若干名
- (本部会議役員)
- 第 5 本部長は村長がその任にあたり、副本部長は本部長が指名する。
- (役員の任務)
- 第 6 本部長は、会務を総括し、本部会議の議長を務める。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときはその職務を代行する。
- (本部会議)
- 第 7 本部会議は必要に応じて本部長が招集する。
- (事務局)
- 第 8 本部会議の事務局は、まちづくり課がその任にあたる。
- (委任)
- 第 9 この規約に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項については、村長が別に定めることができる。

附 則
この規約は、令和 2 年 6 月 24 日から施行する。

2 魅力あるとざわ創生推進本部会議委員名簿

No.	役職	氏名	団体役職名
1	本部長	渡 部 秀 勝	村長
2	副本部長	加 藤 文 明	村議会 議長
3	副本部長	荒 川 知 也	副村長
4	副本部長	市 川 重 保	教育長
5	委員	村 松 真	山形大学 東北創生研究所長
6	委員	荒 川 香菜子	教育委員
7	委員	松 坂 雄 一	農業委員会 会長
8	委員	安 食 喜一郎	地区会長会 会長
9	委員	早 坂 孝 之	もがみ中央農業協同組合 戸沢支店長
10	委員	菊 地 英 司	社会福祉法人清流会 理事長
11	委員	早 坂 誠 也	農楽市 会長 行政書士
12	委員	田 中 優 一	北部商工会戸沢支部 支部長
13	委員	高 橋 寿 恵	連合若妻会 会長
14	委員	池 田 一 政	戸沢学園 PTA 会長
15	委員	長 澤 絵 美	観光物産協会 職員
16	委員	影 澤 智 志	戸沢村労農協議会 議長

※敬称略

第 2 章

計 画 の 策 定 経 過



計画の策定経過

日程	項 目
令和 2 年 6 月 24 日	第 1 回とざわ創生推進会議（委嘱状交付・規約）
令和 2 年 7 月 7 日	村長トップヒアリング
令和 2 年 7 月 28 日～ 8 月 17 日	住民アンケート実施（総合計画と兼用）
令和 2 年 9 月 29 日～ 9 月 30 日	各課策定ヒアリング
令和 2 年 11 月 4 日	地区会長懇談会
令和 2 年 11 月 18 日	第 2 回とざわ創生推進会議（素案審議）
令和 2 年 11 月 30 日	村議会議員全員協議会時に説明
令和 2 年 12 月 16 日～ 令和 3 年 1 月 12 日	パブリックコメント（意見聴取）
令和 3 年 1 月 27 日	第 3 回とざわ創生推進会議（計画決定）

第 3 章

山形県、国の取り組み



1 山形県

① 山形県人口ビジョン（令和 2 年改訂版）

人口の将来展望

- 国立社会保障・人口問題研究所の推計では 2060 年（令和 42 年）に 5 9 万人にまで減少
- 県民の結婚・出産に関する希望が実現され、本県と東京圏等の人口移動が均衡すること等により、2060 年における本県の人口は概ね 71 ～77 万人程度になると推計される

② 第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略

県づくりの基本方向

- 県民一人ひとりの希望を実現して、真の豊かさ、生きがい・幸せを実感でき、持続的に発展する“新しいやまがた”の創造

最上地域の発展方向

多様な世代がいきいきと暮らす、人に優しい地域社会の新しい仕組みづくり

- ◆ 新庄・最上ジモト大学など地域全体で多様な学びと交流の場を創出し、地域への愛着と誇りを醸成していく
- ◆ 女性や若者等のふるさと回帰を促す環境整備を進め、就労、結婚、子育てなど、それぞれの希望が実現できる地域社会づくりを推進していく
- ◆ 新しい技術や仕組みによる克雪・利雪の取組みによって、冬季の暮らしの質を向上していく
- ◆ 県立新庄病院の機能強化により地域医療を充実するとともに、保健・医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築を支援し、健康長寿の取組みを強化していく

「最上」の地域資源を活かし、新たな価値を生み出していく地域戦略の展開

- ◆ 農林業をけん引していく人材育成に官民を挙げて取り組み、競争力が高く、地域に活力を生み出し、若者が将来に希望の持てる農林業を展開していく
- ◆ 林業・木材関連産業の集積を活かした産業振興を加速させるとともに、良質で高付加価値な生産活動を行う企業等への支援を強化していく
- ◆ 全国に誇る山菜・きのこや園芸作物をはじめとする地域特産物の一層の生産振興とブランド化を推進していく
- ◆ 巨木等の豊かな自然、多彩な食、新庄まつりに代表される伝統文化等の地域資源と交通の要衝である地の利を活かした交流人口の拡大・情報発信を強化していく

最上 8 市町村の連携・協働による地域づくりと基盤形成

- ◆ 東北中央自動車道と新庄酒田道路・石巻新庄道路の十字連携軸の整備促進と、その効果を最大限に活用するためのアクセス道路や拠点施設の整備など人やモノと地域をつなぐ連携・交流基盤を形成していく
- ◆ 多発する自然災害に備え、最上 8 市町村間の連携・協働により、住民の安全と産業活動をソフト・ハードの両面から守る防災・減災対策を推進していく
- ◆ 豊富な森林資源や畜産資源を活用したバイオマスなど再生可能エネルギーの活用を促進していく

※「第 4 次山形県総合発展計画」は山形県版まち・ひと・しごと創生総合戦略の性格を有する

2 国

① まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

人口の長期的展望

- 国立社会保障・人口問題研究所の平成 29 年推計では、2060 年は 9,284 万人に落ち込む
- 2040 年に出生率が人口置換水準と同程度の値である 2.07 まで回復するならば、2060 年に総人 1 億人程度を確保し、2100 年前後には人口が定常状態になることが見込まれる

② 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標	【1】 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする 【2】 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる 【3】 結婚・出産・子育ての希望をかなえる 【4】 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断的な目標	【1】 多様な人材の活躍を推進する 【2】 新しい時代の流れを力にする
第2期の新たな視点	①地方へのひと・資金の流れを強化する ◆ 将来的な地方移住にもつながる「関係人口」を創出・拡大する ◆ 企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れを強化する ②新しい時代の流れを力にする ◆ Society5.0の実現に向けた技術を活用する ◆ S D G s を原動力とした地方創生を図る ③人材を育て活かす ◆ 地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援する ④民間と協働する ◆ 地方公共団体に加え、N P O 等の地域づくりを担う組織や企業と連携する⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる ⑤誰もが活躍できる地域社会をつくる ◆ 女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現する ⑥地域経営の視点で取り組む ◆ 地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメントする

政策5原則

①自立性

- ◆ 地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む

②将来性

- ◆ 施策が一過性の対症療法にととまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む

③地域性

- ◆ 地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を自主的かつ主体的に取り組む

④総合性

- ◆ 政策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進める等、総合的な施策に取り組む
- ◆ その上で限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む

⑤結果重視

- ◆ 施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む
- ◆ その後、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う

第 2 期戸沢村人口ビジョン
第 2 期戸沢村まち・ひと・しごと創生総合戦略

発行 令和 3 年 3 月

編集 山形県最上郡戸沢村 まちづくり課

〒999 - 6401 山形県最上郡戸沢村大字古口 270

TEL:0233 - 72 - 2111 (代表) FAX:0233 - 72 - 2116

E-mail: tozawa@vill.tozawa.yamagata.jp



